

【資料3】

京丹後市地域防災計画

一般計画編修正(案)

令和6年3月

京丹後市防災会議

ページ	現行	改正案	備考																																																																																
6	<p>第1編 総則</p> <p>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱並びに住民・事業所の責務</p> <p>第1節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="246 499 1380 806"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関 指定 地方行政 機関 大阪管区気 象台京都地 方気象台</td> <td>1 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 2 気象、地象(追加) 及び水象の予報(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限 る)並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 市の概況と考慮すべき災害特性</p> <p>第1節 市の自然条件</p> <p>第3 気象</p> <p>(略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)		関 指定 地方行政 機関 大阪管区気 象台京都地 方気象台	1 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 2 気象、地象(追加) 及び水象の予報(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限 る)並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備	(略)		(略)		<p>第1編 総則</p> <p>第2章 防災機関の処理すべき事務又は業務の大綱並びに住民・事業所の責務</p> <p>第1節 防災関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1433 499 2567 806"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>関 指定 地方行政 機関 大阪管区気 象台京都地 方気象台</td> <td>1 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る) 及び水象の予報 並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3章 市の概況と考慮すべき災害特性</p> <p>第1節 市の自然条件</p> <p>第3 気象</p> <p>(略)</p>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)		関 指定 地方行政 機関 大阪管区気 象台京都地 方気象台	1 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る) 及び水象の予報 並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備	(略)		(略)		<p>府地域防災計画との 整合(気象庁「地域 防災計画への気象庁 施策の標準的な記載 例」との整合を図る)</p>																																																												
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																																																																		
(略)																																																																																			
関 指定 地方行政 機関 大阪管区気 象台京都地 方気象台	1 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 2 気象、地象(追加) 及び水象の予報(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限 る)並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備																																																																																		
(略)																																																																																			
(略)																																																																																			
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																																																																		
(略)																																																																																			
関 指定 地方行政 機関 大阪管区気 象台京都地 方気象台	1 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集、発表 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る) 及び水象の予報 並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備																																																																																		
(略)																																																																																			
(略)																																																																																			
13	<p>気象の極値</p> <table border="1" data-bbox="246 1117 1380 1486"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>極値(第1位)</th> <th>年月日</th> <th>統計期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高気温</td> <td>37.9℃</td> <td>2018年8月22日</td> <td>1977/2~2023/2</td> </tr> <tr> <td>最低気温</td> <td>-5.9℃</td> <td>1981年2月26日</td> <td>1977/2~2023/2</td> </tr> <tr> <td>最大風速・風向</td> <td>26m北東</td> <td>2004年10月20日</td> <td>1977/2~2023/2</td> </tr> <tr> <td>日降水量</td> <td>169mm</td> <td>1990年9月18日</td> <td>1976/4~2023/2</td> </tr> <tr> <td>最大1時間降水量</td> <td>51mm</td> <td>1995年9月3日</td> <td>1976/4~2023/2</td> </tr> <tr> <td>月間降水量の多い方</td> <td>677mm</td> <td>2005年12月</td> <td>1976/4~2023/2</td> </tr> <tr> <td>月間降水量の少ない方</td> <td>5mm</td> <td>2000年8月</td> <td>1976/4~2023/2</td> </tr> <tr> <td>月間日照時間の多い方</td> <td>244.5時間</td> <td>2022年5月</td> <td>2021/3~2023/2</td> </tr> <tr> <td>月間日照時間の少ない方</td> <td>46.9時間</td> <td>2022年12月</td> <td>2021/3~2023/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料) アメダス 間人(京都府)緯度:北緯35度44.2分/経度:東経135度05.2分 ※日照時間は、2021年3月2日から、気象衛星観測のデータを用いた「推計気象分布(日照時間)」 から得る推計値</p>	項目	極値(第1位)	年月日	統計期間	最高気温	37.9℃	2018年8月22日	1977/2~2023/2	最低気温	-5.9℃	1981年2月26日	1977/2~2023/2	最大風速・風向	26m北東	2004年10月20日	1977/2~2023/2	日降水量	169mm	1990年9月18日	1976/4~2023/2	最大1時間降水量	51mm	1995年9月3日	1976/4~2023/2	月間降水量の多い方	677mm	2005年12月	1976/4~2023/2	月間降水量の少ない方	5mm	2000年8月	1976/4~2023/2	月間日照時間の多い方	244.5時間	2022年5月	2021/3~2023/2	月間日照時間の少ない方	46.9時間	2022年12月	2021/3~2023/2	<p>気象の極値</p> <table border="1" data-bbox="1433 1117 2567 1486"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>極値(第1位)</th> <th>年月日</th> <th>統計期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最高気温</td> <td>37.9℃</td> <td>2018年8月22日</td> <td>1977/2~2024/2</td> </tr> <tr> <td>最低気温</td> <td>-5.9℃</td> <td>1981年2月26日</td> <td>1977/2~2024/2</td> </tr> <tr> <td>最大風速・風向</td> <td>26m北東</td> <td>2004年10月20日</td> <td>1977/2~2024/2</td> </tr> <tr> <td>日降水量</td> <td>169mm</td> <td>1990年9月18日</td> <td>1976/4~2024/2</td> </tr> <tr> <td>最大1時間降水量</td> <td>51mm</td> <td>1995年9月3日</td> <td>1976/4~2024/2</td> </tr> <tr> <td>月間降水量の多い方</td> <td>677mm</td> <td>2005年12月</td> <td>1976/4~2024/2</td> </tr> <tr> <td>月間降水量の少ない方</td> <td>5mm</td> <td>2000年8月</td> <td>1976/4~2024/2</td> </tr> <tr> <td>月間日照時間の多い方</td> <td>264.7時間</td> <td>2023年8月</td> <td>2021/3~2024/2</td> </tr> <tr> <td>月間日照時間の少ない方</td> <td>46.9時間</td> <td>2022年12月</td> <td>2021/3~2024/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>資料) アメダス 間人(京都府)緯度:北緯35度44.2分/経度:東経135度05.2分 ※日照時間は、2021年3月2日から、気象衛星観測のデータを用いた「推計気象分布(日照時間)」 から得る推計値</p>	項目	極値(第1位)	年月日	統計期間	最高気温	37.9℃	2018年8月22日	1977/2~2024/2	最低気温	-5.9℃	1981年2月26日	1977/2~2024/2	最大風速・風向	26m北東	2004年10月20日	1977/2~2024/2	日降水量	169mm	1990年9月18日	1976/4~2024/2	最大1時間降水量	51mm	1995年9月3日	1976/4~2024/2	月間降水量の多い方	677mm	2005年12月	1976/4~2024/2	月間降水量の少ない方	5mm	2000年8月	1976/4~2024/2	月間日照時間の多い方	264.7時間	2023年8月	2021/3~2024/2	月間日照時間の少ない方	46.9時間	2022年12月	2021/3~2024/2	<p>最新のデータに更新 (気象庁ホームペー ジ 過去の気象データ検 索による)</p>
項目	極値(第1位)	年月日	統計期間																																																																																
最高気温	37.9℃	2018年8月22日	1977/2~2023/2																																																																																
最低気温	-5.9℃	1981年2月26日	1977/2~2023/2																																																																																
最大風速・風向	26m北東	2004年10月20日	1977/2~2023/2																																																																																
日降水量	169mm	1990年9月18日	1976/4~2023/2																																																																																
最大1時間降水量	51mm	1995年9月3日	1976/4~2023/2																																																																																
月間降水量の多い方	677mm	2005年12月	1976/4~2023/2																																																																																
月間降水量の少ない方	5mm	2000年8月	1976/4~2023/2																																																																																
月間日照時間の多い方	244.5時間	2022年5月	2021/3~2023/2																																																																																
月間日照時間の少ない方	46.9時間	2022年12月	2021/3~2023/2																																																																																
項目	極値(第1位)	年月日	統計期間																																																																																
最高気温	37.9℃	2018年8月22日	1977/2~2024/2																																																																																
最低気温	-5.9℃	1981年2月26日	1977/2~2024/2																																																																																
最大風速・風向	26m北東	2004年10月20日	1977/2~2024/2																																																																																
日降水量	169mm	1990年9月18日	1976/4~2024/2																																																																																
最大1時間降水量	51mm	1995年9月3日	1976/4~2024/2																																																																																
月間降水量の多い方	677mm	2005年12月	1976/4~2024/2																																																																																
月間降水量の少ない方	5mm	2000年8月	1976/4~2024/2																																																																																
月間日照時間の多い方	264.7時間	2023年8月	2021/3~2024/2																																																																																
月間日照時間の少ない方	46.9時間	2022年12月	2021/3~2024/2																																																																																

14

(令和3年の月別気象)
令和3年(2021年)の月別及び全年の合計・平均値・極値は次表に示すとおりである。

令和3年(2021年)の月別及び全年の気象

月	降水量	最大日降水量	起日	最大1時間降水量	起日	平均気温	最高気温	起日	最低気温	起日	平均風速	最大風速	風向	起日	日照時間
単位	mm	mm	(月)日	mm	(月)日	℃	℃	(月)日	℃	(月)日	m/s	m/s		(月)日	時間
1月	228.5	35.0	8日	6.0	31日	5.0	15.8	26日	-4.4	8日	4.7	21.1	西	7日	53.1
2月	115.5	39.0	15日	7.0	15日	7.6	19.8	21日	-2.8	17日	4.6	17.7	西	15日	119.7
3月	123.5	29.5	5日	8.0	13日	10.4	21.4	27日	2.7	4日	3.5	13.8	東北東	13日	161.5
4月	116.0	32.0	17日	9.0	17日	13.0	25.1	2日	5.2	15日	3.4	18.2	西	17日	229.4
5月	182.0	59.5	17日	19.0	17日	17.5	29.3	15日	9.8	2日	2.6	14.9	西	2日	176.2
6月	97.5	31.0	19日	9.5	4日	21.6	33.2	10日	15.0	5日	2.0	8.1	東北東	28日	169.9
7月	173.0	44.5	7日	14.5	15日	25.8	33.7	18日	21.2	7日	1.9	8.7	東北東	21日	195.0
8月	344.0	111.0	14日	20.5	3日	26.0	35.5	7日	19.5	13日	2.0	24.7	西南西	9日	134.8
9月	134.5	31.5	2日	9.0	2日	23.3	31.4	21日	19.0	27日	2.5	9.5	北東	24日	133.5
10月	81.0	26.0	17日	10.0	17日	19.1	30.4	11日	11.5	20日	3.8	12.4	北北東	22日	168.4
11月	123.5	24.5	22日	9.0	22日	13.5	22.4	8日	6.1	24日	3.4	13.8	西南西	23日	131.5
12月	193.0	36.0	17日	8.5	30日	8.2	16.4	16日	0.2	27日	5.1	20.3	西	17日	62.5
全年	1912.0	111.0	8月14日	20.5	8月3日	15.9	35.5	8月7日	-4.4	1月8日	3.3	24.7	西南西	8月9日	1562.7

資料) アメダス、間人(京都府)

第2節 市の社会的条件

第1 人口等

3 観光入込客

夏は海水浴、冬はカニ等の海の幸が主な観光資源として、年間観光入込客は約128万人。大部分は日帰り客(令和3年実績77%)である。

観光入込客 (単位:人)											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
74,120	75,134	97,953	78,954	27,014	71,160	216,054	191,034	43,351	123,644	157,850	122,861
合計											1,279,129

※ 令和3年観光入込客数 商工観光部資料

第3節 災害履歴及び考慮すべき災害特性

第1 災害履歴

2 その他既往の主な災害(略)

(2) 台風・集中豪雨災害

京丹後市では、過去からたびたび台風・集中豪雨による被害が発生している。主な被害を以下の表に示す。

19

(令和4年の月別気象)

令和4年(2022年)の月別及び全年の合計・平均値・極値は次表に示すとおりである。

令和4年(2022年)の月別及び全年の気象

月	降水量	最大日降水量	起日	最大1時間降水量	起日	平均気温	最高気温	起日	最低気温	起日	平均風速	最大風速	風向	起日	日照時間
単位	mm	mm	(月)日	mm	(月)日	℃	℃	(月)日	℃	(月)日	m/s	m/s		(月)日	時間
1月	164.0	24.0	31日	6.5	31日	5.0	11.1	16日	0.3	20日	5.2	16.7	西	13日	55.3
2月	180.5	47.0	16日	9.5	17日	4.1	12.1	26日	-1.8	17日	5.2	14.8	西	1日	65.6
3月	75.5	30.0	18日	5.0	18日	9.6	21.6	13日	2.6	8日	3.3	12.9	北西	6日	151.2
4月	88.0	32.5	14日	7.0	14日	13.8	25.2	11日	4.6	3日	3.0	16.5	東北東	29日	213.4
5月	38.5	15.0	13日	8.5	13日	18.0	28.4	30日	8.9	2日	2.0	9.3	西	31日	244.5
6月	85.5	37.5	24日	31.0	24日	22.4	34.3	28日	15.2	8日	2.2	13.9	西南西	24日	215.5
7月	194.5	78.5	19日	37.5	19日	26.3	36.0	31日	21.1	23日	2.0	12.2	西南西	22日	190.0
8月	106.5	26.5	18日	20.0	4日	27.5	36.3	1日	20.3	29日	2.1	11.5	西南西	18日	176.8
9月	110.5	23.0	1日	11.5	3日	24.1	34.0	5日	17.5	25日	3.2	14.2	北北西	20日	130.7
10月	155.5	39.0	24日	26.5	25日	18.0	30.0	4日	8.4	25日	3.6	12.9	北東	25日	136.7
11月	94.5	17.0	16日	10.0	16日	14.8	23.6	12日	7.3	30日	2.8	12.2	西	16日	142.7
12月	313.5	41.5	18日	19.5	11日	6.7	14.5	10日	-1.7	18日	4.9	16.2	西	14日	46.9
全年	1607.0	78.5	7月19日	37.5	7月19日	15.9	36.3	8月1日	-1.8	2月17日	3.3	16.7	西	1月13日	1769.3

資料) アメダス、間人(京都府)

第2節 市の社会的条件

第1 人口等

3 観光入込客

夏は海水浴、冬はカニ等の海の幸が主な観光資源として、年間観光入込客は約175万人。大部分は日帰り客(令和4年実績80%)である。

観光入込客 (単位:人)											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
117,129	69,030	100,506	112,539	161,720	106,233	220,538	284,656	136,351	150,462	158,961	126,928
合計											1,745,053

※ 令和4年観光入込客数 商工観光部資料

第3節 災害履歴及び考慮すべき災害特性

第1 災害履歴

2 その他既往の主な災害(略)

(2) 台風・集中豪雨災害

京丹後市では、過去からたびたび台風・集中豪雨による被害が発生している。主な被害を以下の表に示す。

最新のデータに更新
(気象庁ホームページ
過去の気象データ検索による)

最新のデータに更新

年次	名称	災害の種類	月日	り災地	災害内容
(略)					
21年	大雨	水害	8月9日	京丹後市全域	ブロック塀等1箇所、河川19箇所、崖崩れ17箇所、畦畔崩壊7箇所、地すべり2箇所、道路(その他)8箇所、道路冠水9箇所、道路崩壊7箇所、農道4箇所、農林水産業2箇所、農林水産業施設3箇所、文教施設1箇所、林地崩壊2箇所、林道5箇所、その他13箇所
21年	台風18号	水害	10月8日	網野町	府道と市道の交差点付近冠水(5cm程度、車の通行に支障はない程度)
23年	台風2号	水害	5月29日	京丹後市	住家床上浸水3棟、住家床下浸水37棟、道路崩壊19箇所、河川27箇所、林地崩壊10箇所、農道101箇所、農林水産業施設152箇所、畦畔崩壊160箇所
(略)					

第4章 防災ビジョン

第1節 計画の基本理念

第2 基本理念の展開方向

2 防災施設・設備等を整備・強化する

展開方向	あらまし
(略)	
円滑な救援・救護対策実施のための環境整備	<input type="checkbox"/> 緊急輸送環境の整備 <input type="checkbox"/> 市立病院を中心とした災害時医療救護体制の整備 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設等を中心とした要配慮者支援体制の整備 <input type="checkbox"/> 被災者救援体制の整備
(追加)	(追加)

第2節 今後10年を期間として達成すべき基本目標

「京丹後市総合計画」をはじめとする市計画に基づき、府・国・防災関係機関並びに市民・事業所と連携・協力し、以下について、今後10年を期間として達成するよう努める。

基本理念	達成すべき基本目標
(略)	
防災施設・設備等を整備・強化する	(略) <input type="checkbox"/> 市立病院を中心とした災害時救急医療体制の充実 <input type="checkbox"/> 支部等地区拠点における防災備蓄の強化 <input type="checkbox"/> 防災拠点施設の整備
(略)	

年次	名称	災害の種類	月日	り災地	災害内容
(略)					
21年	大雨	水害	8月9日	京丹後市全域	ブロック塀等1箇所、河川19箇所、崖崩れ17箇所、畦畔崩壊7箇所、地すべり2箇所、道路(その他)8箇所、道路冠水9箇所、道路崩壊7箇所、農道4箇所、農林水産業2箇所、農林水産業施設3箇所、文教施設1箇所、林地崩壊2箇所、林道5箇所、その他13箇所
23年	台風2号	水害	5月29日	京丹後市	住家床上浸水3棟、住家床下浸水37棟、道路崩壊19箇所、河川27箇所、林地崩壊10箇所、農道101箇所、農林水産業施設152箇所、畦畔崩壊160箇所
(略)					

第4章 防災ビジョン

第1節 計画の基本理念

第2 基本理念の展開方向

2 防災施設・設備等を整備・強化する

展開方向	あらまし
(略)	
円滑な救援・救護対策実施のための環境整備	<input type="checkbox"/> 緊急輸送環境の整備 <input type="checkbox"/> 市立病院を中心とした災害時医療救護体制の整備 <input type="checkbox"/> 社会福祉施設等を中心とした要配慮者支援体制の整備 <input type="checkbox"/> 被災者救援体制の整備
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策	<input type="checkbox"/> 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備 <input type="checkbox"/> 災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等

第2節 今後10年を期間として達成すべき基本目標

「京丹後市総合計画」をはじめとする市計画に基づき、府・国・防災関係機関並びに市民・事業所と連携・協力し、以下について、今後10年を期間として達成するよう努める。

基本理念	達成すべき基本目標
(略)	
防災施設・設備等を整備・強化する	(略) <input type="checkbox"/> 市立病院を中心とした災害時医療救護体制の充実 <input type="checkbox"/> 支部等地区拠点における防災備蓄の強化 <input type="checkbox"/> 防災拠点施設の整備
(略)	

「主な被害※」ではないため削除
 ※災害報告取扱要領(昭和45年4月10日消防防第246号消防庁長官)の対象災害であり、現に住家に被害(床下浸水又は一部損壊以上)が発生したもの

防災基本計画(令和5年5月)の修正

文言整理(医療政策課)

第2編 災害予防計画

第1章 気象等観測・予報計画

第2節 気象等観測情報の発表基準、伝達系統及び方法

第1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

(略)

「居住者等がとるべき行動」、「 行動を居住者等に促す情報」及び「 行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

第2 一般の利用に適合する予報及び警報

2 警報

(3) 警報の発表基準

発表官署 京都地方気象台 (令和4年5月26日現在)

種類		警報の発表基準
(略)		
洪水	流域雨量指数基準	吉野川流域=5.6, 宇川流域=18, 竹野川流域=16.4, 大橋川流域=3.8, 福田川流域=7.6, 木津川流域=9.6, 佐濃谷川流域=9.6, 川上谷川流域=10, 栃谷川流域=3.5, 久美谷川流域=5.2, 吉永川流域=6, 小西川流域=5.5, 鱒留川流域=11.5, 新庄川流域=4.7, 俵野川流域=4.6, 三原川流域=5.8, 長野川流域=5.3, 円頓寺川流域=5, 大谷川流域=5
	複合基準 ^{※1}	宇川流域=(7, 11.3), 竹野川流域=(5, 14.7), 大橋川流域=(5, 3.4), 福田川流域=(5, 6.2), 木津川流域=(5, 7.2), 佐濃谷川流域=(5, 8.6), 川上谷川流域=(9, 9), 栃谷川流域=(9, 3.3), 久美谷川流域=(7, 4.6), 小西川流域=(9, 4.9), 鱒留川流域=(5, 10.3), 新庄川流域=(7, 3.9), 俵野川流域=(5, 4.1), 大谷川流域=(9, 4.5)
	指定河川洪水予報による基準	—
(略)		

3 注意報

(3) 注意報の発表基準

発表官署 京都地方気象台 (令和4年5月26日現在)

第2編 災害予防計画

第1章 気象等観測・予報計画

第2節 気象等観測情報の発表基準、伝達系統及び方法

第1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

(略)

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断の参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

第2 一般の利用に適合する予報及び警報

2 警報

(3) 警報の発表基準

発表官署 京都地方気象台 (令和5年6月8日現在)

種類		警報の発表基準
(略)		
洪水	流域雨量指数基準	吉野川流域=5.6, 宇川流域=18, 竹野川流域=16.3, 大橋川流域=3.9, 福田川流域=7.7, 木津川流域=8.4, 佐濃谷川流域=9.3, 川上谷川流域=10.2, 栃谷川流域=3.5, 久美谷川流域=5.2, 吉永川流域=6.1, 小西川流域=5.6, 鱒留川流域=11.6, 新庄川流域=4.7, 俵野川流域=4.6, 三原川流域=5.7, 長野川流域=5.2, 円頓寺川流域=4.9, 大谷川流域=5
	複合基準 ^{※1}	竹野川流域=(7, 14.6), 大橋川流域=(7, 3.8), 福田川流域=(5, 6.2), 木津川流域=(5, 7.2), 佐濃谷川流域=(5, 8.3), 川上谷川流域=(9, 9), 栃谷川流域=(5, 3.4), 久美谷川流域=(7, 4.6), 小西川流域=(5, 5), 鱒留川流域=(5, 10.4), 新庄川流域=(7, 3.9), 俵野川流域=(5, 4.1), 大谷川流域=(5, 4.5)
	指定河川洪水予報による基準	—
(略)		

3 注意報

(3) 注意報の発表基準

発表官署 京都地方気象台 (令和5年6月8日現在)

警報の発表基準の見直し(京都地方気象台)

種類		注意報の発表基準
大雨	表面雨量指数基準	6
	土壌雨量指数基準	86
洪水	流域雨量指数基準	吉野川流域=4.4, 宇川流域=14.4, 竹野川流域=13.1, 大橋川流域=3, 福田川流域=6, 木津川流域=7.2, 佐濃谷川流域=7.6, 川上谷川流域=8, 栃谷川流域=2.7, 久美谷川流域=4.1, 吉永川流域=4.8, 小西川流域=4.4, 鱒留川流域=9.2, 新庄川流域=3.7, 俵野川流域=3.6, 三原川流域=4.6, 長野川流域=4.2, 円頓寺川流域=4, 大谷川流域=4
	複合基準※1	吉野川流域=(5, 3.5), 宇川流域=(5, 10.2), 竹野川流域=(5, 13.1), 大橋川流域=(5, 2.4), 福田川流域=(5, 5.6), 木津川流域=(5, 6.5), 佐濃谷川流域=(5, 6.1), 川上谷川流域=(5, 6.4), 栃谷川流域=(5, 2.1), 久美谷川流域=(5, 3.3), 吉永川流域=(5, 3.8), 小西川流域=(5, 3.5), 鱒留川流域=(5, 7.4), 新庄川流域=(5, 3.5), 俵野川流域=(5, 2.9), 三原川流域=(5, 3.7), 長野川流域=(5, 4.2), 円頓寺川流域=(5, 4), 大谷川流域=(5, 3.2)
	指定河川洪水予報による基準	—
(略)		

種類		注意報の発表基準
大雨	表面雨量指数基準	6
	土壌雨量指数基準	86
洪水	流域雨量指数基準	吉野川流域=4.4, 宇川流域=14.4, 竹野川流域=13, 大橋川流域=3.1, 福田川流域=5.8, 木津川流域=6.7, 佐濃谷川流域=7.4, 川上谷川流域=8.1, 栃谷川流域=2.7, 久美谷川流域=4.2, 吉永川流域=4.8, 小西川流域=4.4, 鱒留川流域=9.2, 新庄川流域=3.8, 俵野川流域=3.7, 三原川流域=4.6, 長野川流域=4.2, 円頓寺川流域=3.9, 大谷川流域=4
	複合基準※1	吉野川流域=(5, 3.5), 宇川流域=(5, 11.5), 竹野川流域=(5, 13), 大橋川流域=(5, 2.5), 福田川流域=(5, 5.6), 木津川流域=(5, 6), 佐濃谷川流域=(5, 5.9), 川上谷川流域=(5, 6.5), 栃谷川流域=(5, 2.2), 久美谷川流域=(5, 3.3), 吉永川流域=(5, 3.8), 小西川流域=(5, 3.5), 鱒留川流域=(5, 7.4), 新庄川流域=(5, 3.5), 俵野川流域=(5, 2.9), 三原川流域=(5, 3.6), 長野川流域=(5, 4.1), 円頓寺川流域=(5, 3.9), 大谷川流域=(5, 3.2)
	指定河川洪水予報による基準	—
(略)		

注意報の発表基準の見直し(京都地方気象台)

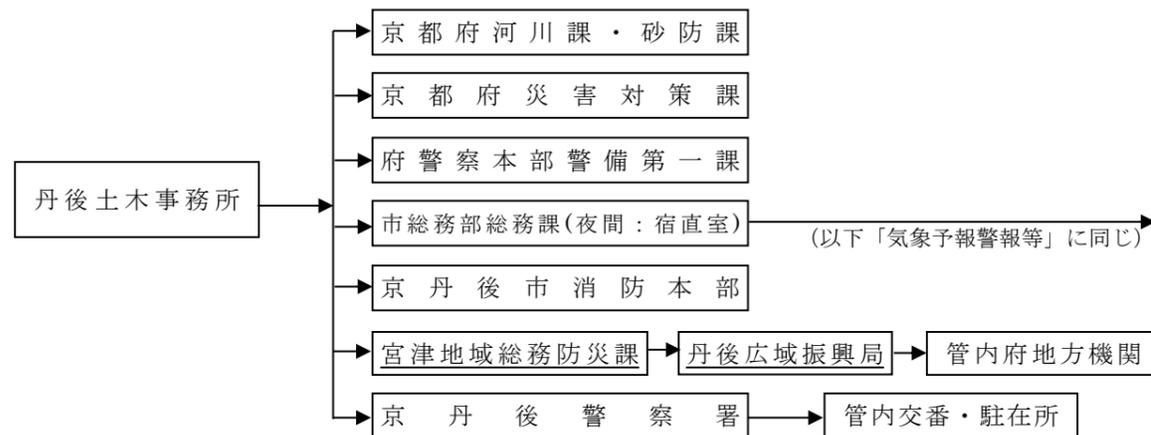
第3 指定河川に対する水防警報等

1 実施区域及び発表基準 (略)

なお、気象業務法第14条の2に基づく「水防活動の利用に適合する(以下「水防活動用」という。)予報及び警報」は、京都地方気象台が担当する大雨注意報・警報、洪水注意報・警報、高潮注意報・警報の発表をもって代えることとされている。

2 伝達系統及び方法

気象予報警報等の伝達系統及び方法に準じて行う。ただし、指定河川の水防警報は、丹後土木事務所より以下のとおり市、丹後広域振興局及び京丹後警察署に伝達される。



第8 雨量・水位情報

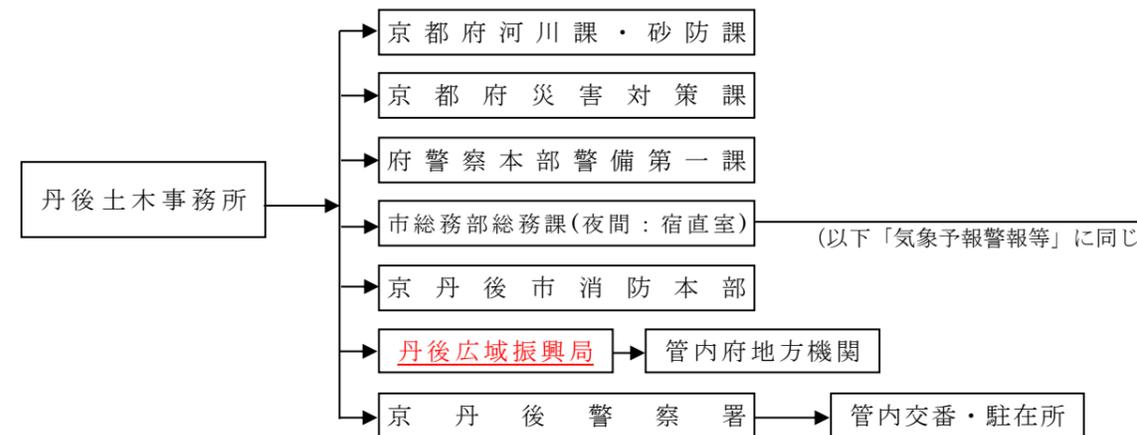
第3 指定河川に対する水防警報等

1 実施区域及び発表基準 (略)

なお、気象業務法第14条の2に基づく「水防活動の利用に適合する(以下「水防活動用」という。)注意報及び警報」は、京都地方気象台が担当する大雨注意報・警報、洪水注意報・警報、高潮注意報・警報の発表をもって代えることとされている。

2 伝達系統及び方法

気象予報警報等の伝達系統及び方法に準じて行う。ただし、指定河川の水防警報は、丹後土木事務所より以下のとおり市、丹後広域振興局及び京丹後警察署に伝達される。



第8 雨量・水位情報

府地域防災計画との整合(気象庁「地域防災計画への気象庁施策の標準的な記載例」との整合を図る【京都地方気象台】)

京都府水防計画(令和5年度)との整合

<p>46</p>	<p>2 府において観測された雨量、水位の通報要領 (略) <u>(追加)</u></p> <p>3 伝達系統及び方法 気象予報警報等の伝達系統及び方法に準じて行うものとし、特にため池、<u>用水頭首工</u>、用水樋門、排水樋門、排水機場各管理者に対しては通報漏れのないよう周知徹底を図る。</p> <p>第3章 河川防災計画 第2節 河川の現況</p>	<p>2 府において観測された雨量、水位の通報要領 (略)</p> <p><u>3 水位の予測</u> 府は、気象庁の雨量予測に基づき、「京都府水位・氾濫予測システム」により、<u>水位計を設置している市内の府管理河川について6時間先までの水位及び氾濫区域を予測し、その情報の精度や実用性を検証するため市に提供される。</u></p> <p>4 伝達系統及び方法 気象予報警報等の伝達系統及び方法に準じて行うものとし、特にため池、<u>頭首工</u>、用水樋門、排水樋門、排水機場各管理者に対しては通報漏れのないよう周知徹底を図る。</p> <p>第3章 河川防災計画 第2節 河川の現況</p>	<p>府地域防災計画との整合（京都府水位・氾濫予測システムによる予測情報の活用に向けた検証のための先行配信開始を踏まえた修正）</p> <p>府地域防災計画との整合（誤記修正）</p>
<p>50</p>	<p>市内を流れる河川には、網野町、久美浜町を除く他の4町を流域とする竹野川をはじめ、宇川、吉野川、<u>樋越川（大橋川）</u>、福田川、木津川、佐濃谷川、川上谷川、栃谷川、久美谷川の10水系と、その支流である芋野川、溝谷川、鳥取川、鱒留川、久次川、大谷川、小西川、吉永川、徳良川、力石川、常吉川、久住川、善王寺川（以上竹野川水系）、須川（宇川水系）、<u>(追加)</u> 新庄川（福田川水系）、俵野川（木津川水系）、三原川、長野川、円頓寺川（以上佐濃谷川水系）、永留川、芦原川、伯耆谷川（以上川上谷川水系）、神谷川、河梨川、馬地川（以上久美谷川水系）の2級河川（府知事管理）、市が管理する25の準用河川、普通河川並びに多数の砂防指定河川、小河川がある。</p> <p>第3節 水防法に基づく洪水浸水想定区域に関する事項 第2 洪水浸水想定区域における避難を確保するための措置</p> <p>市は、水防法第15条の規定に基づき、府による洪水浸水想定区域の指定があったときは、次に掲げる事項について住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等を含む）を記載した印刷物を配布する。</p> <p>1 洪水予報等（水位周知河川の水位等を含む）の伝達方法 2 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 3 <u> </u>浸水想定区域内にある次の施設の名称及び所在地</p> <p>第6章 農業用施設防災計画 第2節 計画の内容</p> <p>第2 災害予防のためのソフト環境整備</p>	<p>市内を流れる河川には、網野町、久美浜町を除く他の4町を流域とする竹野川をはじめ、宇川、吉野川、<u>樋越川、新樋越川</u>、福田川、木津川、佐濃谷川、川上谷川、栃谷川、久美谷川の10水系と、その支流である芋野川、溝谷川、鳥取川、鱒留川、久次川、大谷川、小西川、吉永川、徳良川、力石川、常吉川、久住川、善王寺川（以上竹野川水系）、須川（宇川水系）、<u>離湖、大橋川（以上新樋越川水系）</u>、新庄川（福田川水系）、俵野川（木津川水系）、三原川、長野川、円頓寺川（以上佐濃谷川水系）、永留川、芦原川、伯耆谷川（以上川上谷川水系）、神谷川、河梨川、馬地川（以上久美谷川水系）の2級河川（府知事管理）、市が管理する25の準用河川、普通河川並びに多数の砂防指定河川、小河川がある。</p> <p>第3節 水防法に基づく洪水浸水想定区域に関する事項 第2 洪水浸水想定区域における避難を確保するための措置</p> <p>市は、水防法第15条の規定に基づき、府による洪水浸水想定区域の指定があったときは、次に掲げる事項について住民に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等を含む）を記載した印刷物を配布する。</p> <p>1 洪水予報等（水位周知河川の水位等を含む）の伝達方法 2 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 3 <u>洪水</u>浸水想定区域内にある次の施設の名称及び所在地</p> <p>第6章 農業用施設防災計画 第2節 計画の内容</p> <p>第2 災害予防のためのソフト環境整備</p>	<p>河川記載漏れ等により修正</p> <p>字句修正</p>

57	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災重点農業用ため池</td> <td> <input type="checkbox"/> 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、「防災重点農業用ため池」と位置づける。 具体的な選定基準は以下のとおりで、選定は市と協議の上、府が行う。 (略) <input type="checkbox"/> 浸水想定区域内に学校、病院及び市役所等の公共施設があるもの (略) </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	防災重点農業用ため池	<input type="checkbox"/> 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、「防災重点農業用ため池」と位置づける。 具体的な選定基準は以下のとおりで、選定は市と協議の上、府が行う。 (略) <input type="checkbox"/> 浸水想定区域内に学校、病院及び市役所等の公共施設があるもの (略)	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災重点農業用ため池</td> <td> <input type="checkbox"/> 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、「防災重点農業用ため池」と位置づける。 具体的な選定基準は以下のとおりで、選定は市と協議の上、府が行う。 (略) <input type="checkbox"/> <u>洪水</u> 浸水想定区域内に学校、病院及び市役所等の公共施設があるもの (略) </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	防災重点農業用ため池	<input type="checkbox"/> 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、「防災重点農業用ため池」と位置づける。 具体的な選定基準は以下のとおりで、選定は市と協議の上、府が行う。 (略) <input type="checkbox"/> <u>洪水</u> 浸水想定区域内に学校、病院及び市役所等の公共施設があるもの (略)	(略)		字句修正
計画名	計画のあらまし														
防災重点農業用ため池	<input type="checkbox"/> 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、「防災重点農業用ため池」と位置づける。 具体的な選定基準は以下のとおりで、選定は市と協議の上、府が行う。 (略) <input type="checkbox"/> 浸水想定区域内に学校、病院及び市役所等の公共施設があるもの (略)														
(略)															
計画名	計画のあらまし														
防災重点農業用ため池	<input type="checkbox"/> 決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池については、「防災重点農業用ため池」と位置づける。 具体的な選定基準は以下のとおりで、選定は市と協議の上、府が行う。 (略) <input type="checkbox"/> <u>洪水</u> 浸水想定区域内に学校、病院及び市役所等の公共施設があるもの (略)														
(略)															
<p>第10章 防災営農対策計画</p> <p>第2節 計画の内容</p>		<p>第10章 防災営農対策計画</p> <p>第2節 計画の内容</p>													
61	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農産物災害予防対策の実施</td> <td> (略) <input type="checkbox"/> 生産施設等における補強工事等施設安全性確保のための対策の実施指導 <u>(追加)</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	農産物災害予防対策の実施	(略) <input type="checkbox"/> 生産施設等における補強工事等施設安全性確保のための対策の実施指導 <u>(追加)</u>	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農産物災害予防対策の実施</td> <td> (略) <input type="checkbox"/> 生産施設等における補強工事等施設安全性確保のための対策の実施指導 <input type="checkbox"/> <u>「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づく大雪による農産物や農業用施設の被害防止についての指導・啓発</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	農産物災害予防対策の実施	(略) <input type="checkbox"/> 生産施設等における補強工事等施設安全性確保のための対策の実施指導 <input type="checkbox"/> <u>「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づく大雪による農産物や農業用施設の被害防止についての指導・啓発</u>	(略)		府地域防災計画との整合（「大雪時における安全確保のためのガイドライン」策定に伴い追加）
計画名	計画のあらまし														
農産物災害予防対策の実施	(略) <input type="checkbox"/> 生産施設等における補強工事等施設安全性確保のための対策の実施指導 <u>(追加)</u>														
(略)															
計画名	計画のあらまし														
農産物災害予防対策の実施	(略) <input type="checkbox"/> 生産施設等における補強工事等施設安全性確保のための対策の実施指導 <input type="checkbox"/> <u>「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づく大雪による農産物や農業用施設の被害防止についての指導・啓発</u>														
(略)															
<p>第12章 文化財災害予防計画</p> <p>第2節 計画の内容</p>		<p>第12章 文化財災害予防計画</p> <p>第2節 計画の内容</p>													
64	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>その他文化財保護対策の推進</td> <td> <input type="checkbox"/> 文化財所有者、<u>管理団体</u>に対する <u>防災組織の活用、災害時における防災方法等防災措置の指導徹底</u> <input type="checkbox"/> 災害時における文化財の避難搬出計画の作成に関する指導、助言 <input type="checkbox"/> 文化財防火デー等における防災訓練実施に関する指導、助言 <input type="checkbox"/> 消防本部・署、消防団をはじめ文化財防災関係機関の相互協力、連絡体制の確立 </td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	(略)		その他文化財保護対策の推進	<input type="checkbox"/> 文化財所有者、 <u>管理団体</u> に対する <u>防災組織の活用、災害時における防災方法等防災措置の指導徹底</u> <input type="checkbox"/> 災害時における文化財の避難搬出計画の作成に関する指導、助言 <input type="checkbox"/> 文化財防火デー等における防災訓練実施に関する指導、助言 <input type="checkbox"/> 消防本部・署、消防団をはじめ文化財防災関係機関の相互協力、連絡体制の確立	<table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> <tr> <td>その他文化財保護対策の推進</td> <td> <input type="checkbox"/> 文化財所有者 <u>又は</u> 管理団体に対して、「<u>文化財所有者のための防災マニュアル</u>」(京都府)の周知を図り、防災組織の活用、災害時における防災方法等防災措置の指導徹底 <input type="checkbox"/> 災害時における文化財の避難搬出計画の作成に関する指導、助言 <input type="checkbox"/> 文化財防火デー等における防災訓練実施に関する指導、助言 <input type="checkbox"/> 消防本部・署、消防団をはじめ文化財防災関係機関の相互協力、連絡体制の確立 </td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	(略)		その他文化財保護対策の推進	<input type="checkbox"/> 文化財所有者 <u>又は</u> 管理団体に対して、「 <u>文化財所有者のための防災マニュアル</u> 」(京都府)の周知を図り、防災組織の活用、災害時における防災方法等防災措置の指導徹底 <input type="checkbox"/> 災害時における文化財の避難搬出計画の作成に関する指導、助言 <input type="checkbox"/> 文化財防火デー等における防災訓練実施に関する指導、助言 <input type="checkbox"/> 消防本部・署、消防団をはじめ文化財防災関係機関の相互協力、連絡体制の確立	府地域防災計画との整合（施策反映）
計画名	計画のあらまし														
(略)															
その他文化財保護対策の推進	<input type="checkbox"/> 文化財所有者、 <u>管理団体</u> に対する <u>防災組織の活用、災害時における防災方法等防災措置の指導徹底</u> <input type="checkbox"/> 災害時における文化財の避難搬出計画の作成に関する指導、助言 <input type="checkbox"/> 文化財防火デー等における防災訓練実施に関する指導、助言 <input type="checkbox"/> 消防本部・署、消防団をはじめ文化財防災関係機関の相互協力、連絡体制の確立														
計画名	計画のあらまし														
(略)															
その他文化財保護対策の推進	<input type="checkbox"/> 文化財所有者 <u>又は</u> 管理団体に対して、「 <u>文化財所有者のための防災マニュアル</u> 」(京都府)の周知を図り、防災組織の活用、災害時における防災方法等防災措置の指導徹底 <input type="checkbox"/> 災害時における文化財の避難搬出計画の作成に関する指導、助言 <input type="checkbox"/> 文化財防火デー等における防災訓練実施に関する指導、助言 <input type="checkbox"/> 消防本部・署、消防団をはじめ文化財防災関係機関の相互協力、連絡体制の確立														
<p>第18章 通信施設・電気施設防災計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第2 基本方針</p>		<p>第18章 通信施設・電気施設防災計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第2 基本方針</p>													
72	<p>市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても通信施設・電気施設の機能支障を最小限にとどめ、速やかな災害復旧を確保することを目標として、以下の2点を重点に各事業所 <u>(追加)</u> が必要な整備を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 施設の耐災害性強化 災害予防のためのソフト環境整備 <u>(追加)</u>	<p>市の有する「地域としての災害危険性」に即して、特に突発的に大規模な災害が発生した場合においても通信施設・電気施設の機能支障を最小限にとどめ、速やかな災害復旧を確保することを目標として、以下の3点を重点に各事業所 <u>及び行政機関等</u>が必要な整備を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 施設の耐災害性強化 災害予防のためのソフト環境整備 <u>その他</u> 	府地域防災計画との整合「大雪時における安全確保のためのガイドライン」策定に伴い追加												

73	<p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 災害予防のためのソフト環境整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(追加)</p>	計画名	計画のあらまし	(略)		<p>第2節 計画の内容</p> <p>第2 災害予防のためのソフト環境整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 その他 <u>大雪時における倒木により電気通信網に支障が生じることへの対策等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施する。</u></p>	計画名	計画のあらまし	(略)		府地域防災計画との整合「大雪時における安全確保のためのガイドライン」策定に伴い追加												
計画名	計画のあらまし																						
(略)																							
計画名	計画のあらまし																						
(略)																							
76	<p>第21章 食料・生活必需品確保計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 市としての救援物資供給体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市庁舎における備蓄の推進</td> <td> <input type="checkbox"/> 備蓄場所設置のめやす <input type="checkbox"/> 健康長寿福祉部峰山庁舎（市福祉事務所） <input type="checkbox"/> 各庁舎 <input type="checkbox"/> 備蓄すべき物資のめやす <input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> 毛布、携帯用断熱シート <input type="checkbox"/> その他指定避難所開設のために必要な備品類 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	(略)		市庁舎における備蓄の推進	<input type="checkbox"/> 備蓄場所設置のめやす <input type="checkbox"/> 健康長寿福祉部峰山庁舎（市福祉事務所） <input type="checkbox"/> 各庁舎 <input type="checkbox"/> 備蓄すべき物資のめやす <input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> 毛布、携帯用断熱シート <input type="checkbox"/> その他指定避難所開設のために必要な備品類	(略)		<p>第21章 食料・生活必需品確保計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 市としての救援物資供給体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市庁舎における備蓄の推進</td> <td> <input type="checkbox"/> 備蓄場所設置のめやす <input type="checkbox"/> 健康長寿福祉部 _____（市福祉事務所） <input type="checkbox"/> 各庁舎 <input type="checkbox"/> 備蓄すべき物資のめやす <input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> 毛布、携帯用断熱シート <input type="checkbox"/> その他指定避難所開設のために必要な備品類 </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	(略)		市庁舎における備蓄の推進	<input type="checkbox"/> 備蓄場所設置のめやす <input type="checkbox"/> 健康長寿福祉部 _____（市福祉事務所） <input type="checkbox"/> 各庁舎 <input type="checkbox"/> 備蓄すべき物資のめやす <input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> 毛布、携帯用断熱シート <input type="checkbox"/> その他指定避難所開設のために必要な備品類	(略)		字句修正				
計画名	計画のあらまし																						
(略)																							
市庁舎における備蓄の推進	<input type="checkbox"/> 備蓄場所設置のめやす <input type="checkbox"/> 健康長寿福祉部峰山庁舎（市福祉事務所） <input type="checkbox"/> 各庁舎 <input type="checkbox"/> 備蓄すべき物資のめやす <input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> 毛布、携帯用断熱シート <input type="checkbox"/> その他指定避難所開設のために必要な備品類																						
(略)																							
計画名	計画のあらまし																						
(略)																							
市庁舎における備蓄の推進	<input type="checkbox"/> 備蓄場所設置のめやす <input type="checkbox"/> 健康長寿福祉部 _____（市福祉事務所） <input type="checkbox"/> 各庁舎 <input type="checkbox"/> 備蓄すべき物資のめやす <input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> 毛布、携帯用断熱シート <input type="checkbox"/> その他指定避難所開設のために必要な備品類																						
(略)																							
91	<p>第2 各家庭、事業所及び病院・社会福祉施設等拠点施設における非常時物資備蓄等の促進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各家庭、事業所における非常時物資備蓄等の促進</td> <td> <input type="checkbox"/> 1人1日2食1週間分程度の食料備蓄促進 <input type="checkbox"/> 下着、タオル等1週間程度の必要最小限の生活必需品 <input type="checkbox"/> ローリングストック法の活用 <u>(追加)</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第28章 医療助産計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 初期医療救護体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	各家庭、事業所における非常時物資備蓄等の促進	<input type="checkbox"/> 1人1日2食1週間分程度の食料備蓄促進 <input type="checkbox"/> 下着、タオル等1週間程度の必要最小限の生活必需品 <input type="checkbox"/> ローリングストック法の活用 <u>(追加)</u>	(略)		計画名	計画のあらまし	(略)		<p>第2 各家庭、事業所及び病院・社会福祉施設等拠点施設における非常時物資備蓄等の促進</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各家庭、事業所における非常時物資備蓄等の促進</td> <td> <input type="checkbox"/> 1人1日2食1週間分程度の食料備蓄促進 <input type="checkbox"/> 下着、タオル等1週間程度の必要最小限の生活必需品 <input type="checkbox"/> ローリングストック法の活用 <input type="checkbox"/> <u>アレルギー対応食や離乳食等の個人や家庭等の実情に応じた工夫</u> </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第28章 医療助産計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 初期医療救護体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計画名</th> <th>計画のあらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	計画名	計画のあらまし	各家庭、事業所における非常時物資備蓄等の促進	<input type="checkbox"/> 1人1日2食1週間分程度の食料備蓄促進 <input type="checkbox"/> 下着、タオル等1週間程度の必要最小限の生活必需品 <input type="checkbox"/> ローリングストック法の活用 <input type="checkbox"/> <u>アレルギー対応食や離乳食等の個人や家庭等の実情に応じた工夫</u>	(略)		計画名	計画のあらまし	(略)		府地域防災計画との整合（女性等多様な視点での防災対策意見交換会における意見の反映） 協議会名称の修正（医療政策課）
計画名	計画のあらまし																						
各家庭、事業所における非常時物資備蓄等の促進	<input type="checkbox"/> 1人1日2食1週間分程度の食料備蓄促進 <input type="checkbox"/> 下着、タオル等1週間程度の必要最小限の生活必需品 <input type="checkbox"/> ローリングストック法の活用 <u>(追加)</u>																						
(略)																							
計画名	計画のあらまし																						
(略)																							
計画名	計画のあらまし																						
各家庭、事業所における非常時物資備蓄等の促進	<input type="checkbox"/> 1人1日2食1週間分程度の食料備蓄促進 <input type="checkbox"/> 下着、タオル等1週間程度の必要最小限の生活必需品 <input type="checkbox"/> ローリングストック法の活用 <input type="checkbox"/> <u>アレルギー対応食や離乳食等の個人や家庭等の実情に応じた工夫</u>																						
(略)																							
計画名	計画のあらまし																						
(略)																							

<p>105</p>	<p>第35章 避難等に関する計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第2 基本方針</p> <p>災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。住民は、災害種別毎に自宅等でどのような災害リスクがあるのか、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、いどこに避難すべきなのか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。このため、市の有する「地域としての災害危険性」に即して、必要な避難対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の6つを柱に避難体制の整備を進める。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。(追加)</p>	<p>第35章 避難等に関する計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第2 基本方針</p> <p>災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。住民は、災害種別毎に自宅等でどのような災害リスクがあるのか、立退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないか、いどこに避難すべきなのか、また要配慮者をどのように支援するのか、必要な携帯品は何かなどについて、あらかじめ確認・認識し、避難行動を決めておく必要がある。このため、市の有する「地域としての災害危険性」に即して、必要な避難対策活動を適時適所に実行し得ることを目標として、以下の6つを柱に避難体制の整備を進める。その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。(追加)</p>	<p>□指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等</p> <p>□乳幼児</p> <p>□妊産婦</p> <p>□外国人住民のうち日本語での意思疎通が困難な者</p> <p>□前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>(略)</p> <p>□個別避難計画の作成</p> <p>□福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成するよう努める。<u>この場合、例えば積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>□個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、タイムライン（避難計画）又は地区防災計画等を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。</p> <p>□市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>□避難支援等関係者による安否確認、避難支援体制</p> <p>(略)</p> <p>□避難支援等関係者に対する必要な情報の提供等必要な配慮をするとともに、社会福祉事業者も含め、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から、</u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>防災基本計画（令和5年5月修正）との整合</p> <p>府地域防災計画との整合（「大雪時における安全確保のためのガイドライン」策定に伴い追加）</p>
	<p>(追加)</p> <p>□前各号に準じる状態にある者で、民生児童委員などの意見を聞き市が必要と認めた者</p> <p>(略)</p> <p>□個別避難計画の作成</p> <p>□福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成するよう努める。(追加)</p> <p>(略)</p> <p>□個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、タイムライン（避難計画）又は地区防災計画等を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。</p> <p>(追加)</p> <p>□避難支援等関係者による安否確認、避難支援体制</p> <p>(略)</p> <p>□避難支援等関係者に対する必要な情報の提供等必要な配慮をするとともに、社会福祉事業者も含め、(追加)多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>(追加)</p> <p>□指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等</p> <p>□乳幼児</p> <p>□妊産婦</p> <p>□外国人住民のうち日本語での意思疎通が困難な者</p> <p>□前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</p> <p>(略)</p> <p>□個別避難計画の作成</p> <p>□福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成するよう努める。<u>この場合、例えば積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>□個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、タイムライン（避難計画）又は地区防災計画等を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。</p> <p>□市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</p> <p>□避難支援等関係者による安否確認、避難支援体制</p> <p>(略)</p> <p>□避難支援等関係者に対する必要な情報の提供等必要な配慮をするとともに、社会福祉事業者も含め、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から、</u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難行動の呼びかけなど情報伝達体制の整備</p> <p>(略)</p>	<p>府地域防災計画との整合（「大雪時における安全確保のためのガイドライン」策定に伴い追加）</p>	

132	<p>第4節 突発的事故災害対策</p> <p>第4 事故災害別対応のめやす</p> <p>7 大規模林野火災の場合 (略)</p> <p>(2)事故等発生報連絡先、通報内容、要請事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連絡先</th> <th>通報内容、要請事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>境界隣接消防本部</td> <td><input type="checkbox"/>火災の発生状況（把握できた範囲で） <input type="checkbox"/>消防相互応援協力の要請</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>近隣消防本部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	連絡先	通報内容、要請事項	<input type="checkbox"/> 境界隣接消防本部	<input type="checkbox"/> 火災の発生状況（把握できた範囲で） <input type="checkbox"/> 消防相互応援協力の要請	<input type="checkbox"/> 近隣消防本部		(追加)	(追加)	<p>第4節 突発的事故災害対策</p> <p>第4 事故災害別対応のめやす</p> <p>7 大規模林野火災の場合 (略)</p> <p>(2)事故等発生報連絡先、通報内容、要請事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>連絡先</th> <th>通報内容、要請事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/>境界隣接消防本部</td> <td><input type="checkbox"/>火災の発生状況（把握できた範囲で） <input type="checkbox"/>消防相互応援協力の要請</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/>近隣消防本部</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/>峰山生コンクリート協同組合</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>火災の発生状況（把握できた範囲で） <input checked="" type="checkbox"/>コンクリートミキサー車による消火用水の補給の要請</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	連絡先	通報内容、要請事項	<input type="checkbox"/> 境界隣接消防本部	<input type="checkbox"/> 火災の発生状況（把握できた範囲で） <input type="checkbox"/> 消防相互応援協力の要請	<input type="checkbox"/> 近隣消防本部		<input checked="" type="checkbox"/> 峰山生コンクリート協同組合	<input checked="" type="checkbox"/> 火災の発生状況（把握できた範囲で） <input checked="" type="checkbox"/> コンクリートミキサー車による消火用水の補給の要請	市施策による修正（林野火災時の対応を踏まえた改定）																								
連絡先	通報内容、要請事項																																										
<input type="checkbox"/> 境界隣接消防本部	<input type="checkbox"/> 火災の発生状況（把握できた範囲で） <input type="checkbox"/> 消防相互応援協力の要請																																										
<input type="checkbox"/> 近隣消防本部																																											
(追加)	(追加)																																										
連絡先	通報内容、要請事項																																										
<input type="checkbox"/> 境界隣接消防本部	<input type="checkbox"/> 火災の発生状況（把握できた範囲で） <input type="checkbox"/> 消防相互応援協力の要請																																										
<input type="checkbox"/> 近隣消防本部																																											
<input checked="" type="checkbox"/> 峰山生コンクリート協同組合	<input checked="" type="checkbox"/> 火災の発生状況（把握できた範囲で） <input checked="" type="checkbox"/> コンクリートミキサー車による消火用水の補給の要請																																										
134	<p>第2章 災害対策本部等運用計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第3 各非常時組織の設置基準、代替設置場所、代行順位</p> <p>2 本部長室及び支部長室代替設置場所</p> <p>(1)本部長室及び峰山支部長室</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設の名称</th> <th>設置等のめやす</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1位</td> <td>_____丹後文化会館</td> <td>本部長室及び支部長室を確保し、本部長及び支部長の指揮統括機能の維持を図る。</td> </tr> <tr> <td>第2位</td> <td>福祉事務所</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	施設の名称	設置等のめやす	第1位	_____丹後文化会館	本部長室及び支部長室を確保し、本部長及び支部長の指揮統括機能の維持を図る。	第2位	福祉事務所	〃	<p>第2章 災害対策本部等運用計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第3 各非常時組織の設置基準、代替設置場所、代行順位</p> <p>2 本部長室及び支部長室代替設置場所</p> <p>(1)本部長室及び峰山支部長室</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>施設の名称</th> <th>設置等のめやす</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1位</td> <td><u>京都府</u>丹後文化会館</td> <td>本部長室及び支部長室を確保し、本部長及び支部長の指揮統括機能の維持を図る。</td> </tr> <tr> <td>第2位</td> <td>福祉事務所</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	区分	施設の名称	設置等のめやす	第1位	<u>京都府</u> 丹後文化会館	本部長室及び支部長室を確保し、本部長及び支部長の指揮統括機能の維持を図る。	第2位	福祉事務所	〃	字句修正																						
区分	施設の名称	設置等のめやす																																									
第1位	_____丹後文化会館	本部長室及び支部長室を確保し、本部長及び支部長の指揮統括機能の維持を図る。																																									
第2位	福祉事務所	〃																																									
区分	施設の名称	設置等のめやす																																									
第1位	<u>京都府</u> 丹後文化会館	本部長室及び支部長室を確保し、本部長及び支部長の指揮統括機能の維持を図る。																																									
第2位	福祉事務所	〃																																									
136	<p>第2節 災害警戒本部</p> <p>第3 災害警戒本部の各級責任者、構成・事務分掌</p> <p>1 災害警戒本部長等各級責任者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本配備体制</th> <th>1号配備体制</th> <th>2号配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務班長</td> <td>総務課長</td> <td>総務課長、政策企画課長、人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長</td> <td>総務課長、政策企画課長、(追加)人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長、地域コミュニティ推進課長、財政課長、財産活用課長、入札契約課長、会計課長、監査委員事務局長</td> </tr> <tr> <td>衛生班長</td> <td></td> <td>—</td> <td>市民課長、生活環境課長、税務課長</td> </tr> <tr> <td>救護厚生班長</td> <td></td> <td>生活福祉課長、健康推進課長、障害者福祉課長、長寿福祉課長、医療政策課長</td> <td>生活福祉課長、健康推進課長、障害者福祉課長、長寿福祉課長、医療政策課長、保険事業課長、<u>新型コロナウイルス対策室長</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本配備体制	1号配備体制	2号配備体制	(略)				総務班長	総務課長	総務課長、政策企画課長、人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長	総務課長、政策企画課長、(追加)人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長、地域コミュニティ推進課長、財政課長、財産活用課長、入札契約課長、会計課長、監査委員事務局長	衛生班長		—	市民課長、生活環境課長、税務課長	救護厚生班長		生活福祉課長、健康推進課長、障害者福祉課長、長寿福祉課長、医療政策課長	生活福祉課長、健康推進課長、障害者福祉課長、長寿福祉課長、医療政策課長、保険事業課長、 <u>新型コロナウイルス対策室長</u>	<p>第2節 災害警戒本部</p> <p>第3 災害警戒本部の各級責任者、構成・事務分掌</p> <p>1 災害警戒本部長等各級責任者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>基本配備体制</th> <th>1号配備体制</th> <th>2号配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総務班長</td> <td>総務課長</td> <td>総務課長、政策企画課長、人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長</td> <td>総務課長、政策企画課長、<u>ふるさと応援推進課長</u>、人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長、地域コミュニティ推進課長、財政課長、財産活用課長、入札契約課長、会計課長、監査委員事務局長</td> </tr> <tr> <td>衛生班長</td> <td></td> <td>—</td> <td>市民課長、生活環境課長、税務課長</td> </tr> <tr> <td>救護厚生班長</td> <td></td> <td>生活福祉課長、健康推進課長、障害者福祉課長、長寿福祉課長、医療政策課長</td> <td>生活福祉課長、健康推進課長、障害者福祉課長、長寿福祉課長、医療政策課長、<u>保険事業課長</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	基本配備体制	1号配備体制	2号配備体制	(略)				総務班長	総務課長	総務課長、政策企画課長、人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長	総務課長、政策企画課長、 <u>ふるさと応援推進課長</u> 、人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長、地域コミュニティ推進課長、財政課長、財産活用課長、入札契約課長、会計課長、監査委員事務局長	衛生班長		—	市民課長、生活環境課長、税務課長	救護厚生班長		生活福祉課長、健康推進課長、障害者福祉課長、長寿福祉課長、医療政策課長	生活福祉課長、健康推進課長、障害者福祉課長、長寿福祉課長、医療政策課長、 <u>保険事業課長</u>	組織改編に伴う修正
区分	基本配備体制	1号配備体制	2号配備体制																																								
(略)																																											
総務班長	総務課長	総務課長、政策企画課長、人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長	総務課長、政策企画課長、(追加)人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長、地域コミュニティ推進課長、財政課長、財産活用課長、入札契約課長、会計課長、監査委員事務局長																																								
衛生班長		—	市民課長、生活環境課長、税務課長																																								
救護厚生班長		生活福祉課長、健康推進課長、障害者福祉課長、長寿福祉課長、医療政策課長	生活福祉課長、健康推進課長、障害者福祉課長、長寿福祉課長、医療政策課長、保険事業課長、 <u>新型コロナウイルス対策室長</u>																																								
区分	基本配備体制	1号配備体制	2号配備体制																																								
(略)																																											
総務班長	総務課長	総務課長、政策企画課長、人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長	総務課長、政策企画課長、 <u>ふるさと応援推進課長</u> 、人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長、地域コミュニティ推進課長、財政課長、財産活用課長、入札契約課長、会計課長、監査委員事務局長																																								
衛生班長		—	市民課長、生活環境課長、税務課長																																								
救護厚生班長		生活福祉課長、健康推進課長、障害者福祉課長、長寿福祉課長、医療政策課長	生活福祉課長、健康推進課長、障害者福祉課長、長寿福祉課長、医療政策課長、 <u>保険事業課長</u>																																								

(略)					
教育班長		子ども未来課長、生涯学習課長	子ども未来課長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長、 <u>文化財保護課長</u>		
(略)					
2 災害警戒本部の構成・事務分掌					
本部を構成する班				班員となる課	事務分掌
名称	基本	1号	2号		
総務班	○	○	○	議会総務課、秘書広報広聴課、政策企画課、 <u>(追加)</u> 人事課、総務課、デジタル戦略課、地域コミュニティ推進課、財政課、財産活用課、入札契約課、会計課、監査委員事務局	<input type="checkbox"/> 災害警戒本部に関する統括 <input type="checkbox"/> 警戒対策要員に関する統括 <input type="checkbox"/> 情報の収集・連絡に関する統括 <input type="checkbox"/> 防災関係機関との連携に関する統括 <input type="checkbox"/> 緊急輸送に関する統括 <input type="checkbox"/> 応急資機材等の確保に関する統括 <input type="checkbox"/> 警戒時における広報に関する統括 <input type="checkbox"/> 緊急避難に関する統括 <input type="checkbox"/> 電気、ガス、電話等公共性を有する施設対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 鉄道、バス等公共交通対策に関する統括
衛生班			○	市民課、生活環境課、税務課	<input type="checkbox"/> 環境・衛生対策に関する統括
救護厚生班		○	○	保険事業課、医療政策課、生活福祉課、障害者福祉課、長寿福祉課、健康推進課、 <u>新型コロナウイルス対策室</u>	<input type="checkbox"/> 要配慮者救援対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 医療、救護対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 指定避難所の開設、運営に関する統括 <input type="checkbox"/> 被災者救援対策に関する統括
農林水産班		○	○	農業振興課、農林整備課、海業水産課、農業委員会事務局	<input type="checkbox"/> ため池、水路等対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 山崩れ、地すべり対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 農林作物、農林業生産施設等対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 港湾施設等対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 水産及び漁業関係対策に関する統括
(略)					
建設班		○	○	管理課、土木課、都市計画・建築住宅課	<input type="checkbox"/> 市及び建設協力業者による水防活動に関する統括 <input type="checkbox"/> 浸水、土砂災害・高潮災害等の防止に関する統括 <input type="checkbox"/> 道路交通確保対策に関する統括 <u>(追加)</u>
(略)					
教育班		○	○	教育総務課、学校教育課、子ども未来課、生涯学習課、 <u>文化財保護課</u>	<input type="checkbox"/> 園・学校・社会教育・体育施設等対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 指定避難所の開設、運営の協力に関する統括 <input type="checkbox"/> 保育所・認定こども園施設等対策に関する統括

(略)					
教育班長		子ども未来課長、生涯学習課長	子ども未来課長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長、 <u>文化財保存活用課長</u>		
(略)					
2 災害警戒本部の構成・事務分掌					
本部を構成する班				班員となる課	事務分掌
名称	基本	1号	2号		
総務班	○	○	○	議会総務課、秘書広報広聴課、政策企画課、 <u>ふるさと応援推進課</u> 、人事課、総務課、デジタル戦略課、地域コミュニティ推進課、財政課、財産活用課、入札契約課、会計課、監査委員事務局	<input type="checkbox"/> 災害警戒本部に関する統括 <input type="checkbox"/> 警戒対策要員に関する統括 <input type="checkbox"/> 情報の収集・連絡に関する統括 <input type="checkbox"/> 防災関係機関との連携に関する統括 <input type="checkbox"/> 緊急輸送に関する統括 <input type="checkbox"/> 応急資機材等の確保に関する統括 <input type="checkbox"/> 警戒時における広報に関する統括 <input type="checkbox"/> 緊急避難に関する統括 <input type="checkbox"/> 電気、ガス、電話等公共性を有する施設対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 鉄道、バス等公共交通対策に関する統括
衛生班			○	市民課、生活環境課、税務課	<input type="checkbox"/> 環境・衛生対策に関する統括
救護厚生班		○	○	保険事業課、医療政策課、生活福祉課、障害者福祉課、長寿福祉課、健康推進課、 <u>_____</u>	<input type="checkbox"/> 要配慮者救援対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 医療、救護対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 指定避難所の開設、運営に関する統括 <input type="checkbox"/> 被災者救援対策に関する統括
農林水産班		○	○	農業振興課、農林整備課、海業水産課、農業委員会事務局	<input type="checkbox"/> ため池、水路等対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 山崩れ、地すべり対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 農林作物、農林業生産施設等対策に関する統括 <input type="checkbox"/> <u>漁港</u> 施設等対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 水産及び漁業関係対策に関する統括
(略)					
建設班		○	○	管理課、土木課、都市計画・建築住宅課	<input type="checkbox"/> 市及び建設協力業者による水防活動に関する統括 <input type="checkbox"/> 浸水、土砂災害・高潮災害等の防止に関する統括 <input type="checkbox"/> 道路交通確保対策に関する統括 <input type="checkbox"/> <u>河川・海岸・砂防施設等対策に関する統括</u>
(略)					
教育班		○	○	教育総務課、学校教育課、子ども未来課、生涯学習課、 <u>文化財保存活用課</u>	<input type="checkbox"/> 園・学校・社会教育・体育施設等対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 指定避難所の開設、運営の協力に関する統括 <input type="checkbox"/> 保育所・認定こども園施設等対策に関する統括

組織改編に伴う修正

港湾施設に関する所管部署が建設部となるため（海業水産課）

(略)				
第3節 雪害及び事故対策本部				
第3 雪害及び事故対策本部の各級責任者、構成・事務分掌				
1 雪害対策本部長等各級責任者				
区分	雪害対策本部の場合	豪雪対策本部の場合		
(略)				
総務班長	総務課長、政策企画課長、人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長	総務課長、政策企画課長、(追加)人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長、地域コミュニティ推進課長、財政課長、財産活用課長、入札契約課長、会計課長、監査委員事務局長		
衛生班長	—	市民課長、生活環境課長、税務課長		
救護厚生班長	生活福祉課長、健康推進課長、障害者福祉課長、長寿福祉課長、医療政策課長	生活福祉課長、健康推進課長、障害者福祉課長、長寿福祉課長、医療政策課長、保険事業課長、新型コロナウイルス対策室長		
(略)				
教育班長	子ども未来課長、生涯学習課長	子ども未来課長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長、文化財保護課長		
(略)				
2 雪害対策本部及び豪雪対策本部の構成・事務分掌				
本部を構成する班	班員となる課	事務分掌		
名称	雪害	豪雪		
総務班	○	○	議会総務課、秘書広報広聴課、政策企画課、(追加)人事課、総務課、デジタル戦略課、地域コミュニティ推進課、財政課、財産活用課、入札契約課、会計課、監査委員事務局	<input type="checkbox"/> 雪害対策本部及び豪雪対策本部に関する統括 <input type="checkbox"/> 雪害対策要員に関する統括 <input type="checkbox"/> 情報の収集・連絡に関する統括 <input type="checkbox"/> 防災関係機関との連携に関する統括 <input type="checkbox"/> 緊急輸送に関する統括 <input type="checkbox"/> 応急資機材等の確保に関する統括 <input type="checkbox"/> 広報に関する統括 <input type="checkbox"/> 緊急避難に関する統括 <input type="checkbox"/> 電気、ガス、電話等公共性を有する施設対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 鉄道、バス等公共交通対策に関する統括
衛生班		○	市民課、生活環境課、税務課	<input type="checkbox"/> 環境・衛生対策に関する統括
救護厚生班	○	○	保険事業課、医療政策課、生活福祉課、障害者福祉課、長寿福祉課、健康推進課、 <u>新型コロナウイルス対策室</u>	<input type="checkbox"/> 要配慮者救援対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 指定避難所の開設、運営に関する統括 <input type="checkbox"/> 被災者救援対策に関する統括
農林水産班	○	○	農業振興課、農林整備課、海業水産課、農業委員会事務局	<input type="checkbox"/> ため池、水路等対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 雪崩等対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 農林作物、農林業生産施設等対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 港湾施設等対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 水産及び漁業関係対策に関する統括

138
139
140

(略)				
第3節 雪害及び事故対策本部				
第3 雪害及び事故対策本部の各級責任者、構成・事務分掌				
1 雪害対策本部長等各級責任者				
区分	雪害対策本部の場合	豪雪対策本部の場合		
(略)				
総務班長	総務課長、政策企画課長、人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長	総務課長、政策企画課長、 <u>ふるさと応援推進課長</u> 、人事課長、議会総務課長、秘書広報広聴課長、デジタル戦略課長、地域コミュニティ推進課長、財政課長、財産活用課長、入札契約課長、会計課長、監査委員事務局長		
衛生班長	—	市民課長、生活環境課長、税務課長		
救護厚生班長	生活福祉課長、健康推進課長、障害者福祉課長、長寿福祉課長、医療政策課長	生活福祉課長、健康推進課長、障害者福祉課長、長寿福祉課長、医療政策課長、保険事業課長		
(略)				
教育班長	子ども未来課長、生涯学習課長	子ども未来課長、生涯学習課長、学校教育課長、教育総務課長、 <u>文化財保存活用課長</u>		
(略)				
2 雪害対策本部及び豪雪対策本部の構成・事務分掌				
本部を構成する班	班員となる課	事務分掌		
名称	雪害	豪雪		
総務班	○	○	議会総務課、秘書広報広聴課、政策企画課、 <u>ふるさと応援推進課</u> 、人事課、総務課、デジタル戦略課、地域コミュニティ推進課、財政課、財産活用課、入札契約課、会計課、監査委員事務局	<input type="checkbox"/> 雪害対策本部及び豪雪対策本部に関する統括 <input type="checkbox"/> 雪害対策要員に関する統括 <input type="checkbox"/> 情報の収集・連絡に関する統括 <input type="checkbox"/> 防災関係機関との連携に関する統括 <input type="checkbox"/> 緊急輸送に関する統括 <input type="checkbox"/> 応急資機材等の確保に関する統括 <input type="checkbox"/> 広報に関する統括 <input type="checkbox"/> 緊急避難に関する統括 <input type="checkbox"/> 電気、ガス、電話等公共性を有する施設対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 鉄道、バス等公共交通対策に関する統括
衛生班		○	市民課、生活環境課、税務課	<input type="checkbox"/> 環境・衛生対策に関する統括
救護厚生班	○	○	保険事業課、医療政策課、生活福祉課、障害者福祉課、長寿福祉課、健康推進課	<input type="checkbox"/> 要配慮者救援対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 指定避難所の開設、運営に関する統括 <input type="checkbox"/> 被災者救援対策に関する統括
農林水産班	○	○	農業振興課、農林整備課、海業水産課、農業委員会事務局	<input type="checkbox"/> ため池、水路等対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 雪崩等対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 農林作物、農林業生産施設等対策に関する統括 <input type="checkbox"/> <u>漁港</u> 施設等対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 水産及び漁業関係対策に関する統括

組織改編に伴う修正

組織改編に伴う修正

港湾施設に関する所管部署が建設部とな

(略)			
教育班	○	○	教育総務課、学校教育課、子ども未来課、生涯学習課、 <u>文化財保護課</u> <input type="checkbox"/> 園・学校・社会教育・体育施設等対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 指定避難所の開設、運営の協力に関する統括 <input type="checkbox"/> 保育所・認定こども園施設等対策に関する統括
(略)			
144	第4 本部各部・班の事務分掌、構成のめやす		
145	部名	部・班の構成員	
147		部長・副部長	
		班長職名	班員課名
		部を構成する班及び事務分掌のめやす	
	総務部	(略)	
		秘書広報広聴課長	秘書広報広聴課 政策企画課(追加) デジタル戦略課
		(情報処理班) 1 被害情報及び防災情報の処理に関すること 2 会議記録、庁内各部情報資料の記録、整理、保存等処理に関すること 3 広報資料の作成等災害広報活動のとりまとめに関すること 4 報道機関への資料提供、広報協力要請等報道機関窓口業務に関すること 5 本部長、副本部長の秘書、特命に関すること 6 防災功労者の褒章に関すること 7 鉄道、バス等公共交通確保対策のとりまとめに関すること	
		(略)	
	救護厚生部	(略)	
		生活福祉課長	生活福祉課 健康推進課 <u>新型コロナウイルス対策室</u>
		(生活救援班) 1 指定避難所の開設、運営のとりまとめに関すること 2 被災者向け食料、生活必需品等の調達、給与、貸与のとりまとめに関すること 3 被災者向け保健、こころのケア対策のとりまとめに関すること 4 被災者向け災害応急資金融資のとりまとめに関すること 5 災害時における総合相談窓口の開設、運営のとりまとめに関すること 6 義援金の配分のとりまとめに関すること 7 ボランティアの受入れのとりまとめに関すること 8 その他被災者生活救援対策のとりまとめに関すること	
		(略)	

(略)			
教育班	○	○	教育総務課、学校教育課、子ども未来課、生涯学習課、 <u>文化財保存活用課</u> <input type="checkbox"/> 園・学校・社会教育・体育施設等対策に関する統括 <input type="checkbox"/> 指定避難所の開設、運営の協力に関する統括 <input type="checkbox"/> 保育所・認定こども園施設等対策に関する統括
(略)			
	第4 本部各部・班の事務分掌、構成のめやす		
	部名	部・班の構成員	
		部長・副部長	
		班長職名	班員課名
		部を構成する班及び事務分掌のめやす	
	総務部	(略)	
		秘書広報広聴課長	秘書広報広聴課 政策企画課 <u>ふるさと応援推進課</u> デジタル戦略課
		(情報処理班) 1 被害情報及び防災情報の処理に関すること 2 会議記録、庁内各部情報資料の記録、整理、保存等処理に関すること 3 広報資料の作成等災害広報活動のとりまとめに関すること 4 報道機関への資料提供、広報協力要請等報道機関窓口業務に関すること 5 本部長、副本部長の秘書、特命に関すること 6 防災功労者の褒章に関すること 7 鉄道、バス等公共交通確保対策のとりまとめに関すること	
		(略)	
	救護厚生部	(略)	
		生活福祉課長	生活福祉課 健康推進課 <u>—————</u> <u>—————</u> <u>—————</u>
		(生活救援班) 1 指定避難所の開設、運営のとりまとめに関すること 2 被災者向け食料、生活必需品等の調達、給与、貸与のとりまとめに関すること 3 被災者向け保健、こころのケア対策のとりまとめに関すること 4 被災者向け災害応急資金融資のとりまとめに関すること 5 災害時における総合相談窓口の開設、運営のとりまとめに関すること 6 義援金の配分のとりまとめに関すること 7 ボランティアの受入れのとりまとめに関すること 8 その他被災者生活救援対策のとりまとめに関すること	
		(略)	

るため(海業水産課)

組織改編に伴う修正

組織改編に伴う修正

教 育 部	(略)	(略)	
		生涯学習課長	生涯学習課 文化財保護課
(施設救援班)			
1 社会教育施設、体育施設利用者の避難、安全確保のとりまとめに関する事			
2 社会教育施設、体育施設における活動拠点施設の開設・運営協力のとりまとめに関する事			
3 社会教育施設、体育施設被害調査及び応急対策のとりまとめに関する事			
4 文化財等の被害調査及び応急対策、復旧のとりまとめに関する事			
(略)			

教 育 部	(略)	(略)	
		生涯学習課長	生涯学習課 文化財保存活用課
(施設救援班)			
1 社会教育施設、体育施設利用者の避難、安全確保のとりまとめに関する事			
2 社会教育施設、体育施設における活動拠点施設の開設・運営協力のとりまとめに関する事			
3 社会教育施設、体育施設被害調査及び応急対策のとりまとめに関する事			
4 文化財等の被害調査及び応急対策、復旧のとりまとめに関する事			
(略)			

組織改編に伴う修正

第7節 活動拠点の配置計画

第3 活動拠点配置計画

1 「本部」としての主な活動拠点

区分		施設の名称
本 部 拠 点	(略)	
	医療関係団体医療救護対策本部	峰山庁舎
	ボランティアセンター本部	福祉事務所
(略)		

第7節 活動拠点の配置計画

第3 活動拠点配置計画

1 「本部」としての主な活動拠点

区分		施設の名称
本 部 拠 点	(略)	
	医療関係団体医療救護対策本部	峰山庁舎
	ボランティアセンター本部	弥栄庁舎
(略)		

誤記修正

第6章 災害救助法の適用要請

第2節 災害救助法の適用要請要領

第1 災害救助法の適用手続き

- 1 災害救助法の適用要請
災害に際し、市域内の災害が災害救助法(以下「救助法」という)の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長、副本部長(副市長もしくはその他の副本部長)又は先着上位責任者は、直ちにその旨を丹後広域振興局を通じて知事に報告し救助法適用を要請する。

(略)

第6章 災害救助法の適用要請

第2節 災害救助法の適用要請要領

第1 災害救助法の適用手続き

- 1 災害救助法の適用要請
災害に際し、市域内の災害が災害救助法_____の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、本部長、副本部長(副市長もしくはその他の副本部長)又は先着上位責任者は、直ちにその旨を丹後広域振興局を通じて知事に報告し救助法適用を要請する。

(略)

「第1編 総則 第1章」において定義づけられているため削除

第7章 輸送計画

第1節 計画の方針

第2 緊急輸送の基本指針

- 3 緊急輸送を円滑に行うため、救援物資地域内輸送拠点を確保する。また、(追加) _____ 車両による輸送が困難な場合、または緊急を要する場合は、ヘリコプター、ボート等車両以外の輸送手段を確保し行う。これにより事態のいかなる推移・急変に際しても必要かつ十分な輸送実施を期する。

第7章 輸送計画

第1節 計画の方針

第2 緊急輸送の基本指針

- 3 緊急輸送を円滑に行うため、救援物資地域内輸送拠点を確保する。また、緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプターの派遣の要請を行うほか、車両による輸送が困難な場合、または緊急を要する場合は、_____ボート等車両以外の輸送手段を確保し行う。これにより事態のいかなる推移・急変に際しても必要かつ十分な輸送実施を期する。

能登半島地震を踏まえた修正

186	<p>第11章 ボランティア受入計画</p> <p>第2節 専門ボランティアの受入</p> <p>5 災害時における情報収集活動支援（アマチュア無線、タクシー無線 <u>(追加)</u> 等による）</p>	<p>第11章 ボランティア受入計画</p> <p>第2節 専門ボランティアの受入</p> <p>5 災害時における情報収集活動支援（アマチュア無線、タクシー無線、<u>ドローン</u>等による）</p>	能登半島地震を踏まえた修正
192 193	<p>第2部 二次災害防止及び人的危険回避に関する対応計画</p> <p>第1章 消防活動計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第3 火災・災害等即報要領により調査報告を要する規模(抜粋)</p> <p>1 一般基準</p> <p>(1)死者3人以上生じたもの</p> <p>(2)死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの <u>(追加)</u></p> <p>2 個別基準</p> <p>(次の火災については、一般基準に該当しないものにあっても、<u>(追加)</u> 報告する)</p> <p>●建物火災</p> <p>(1)特定防火対象物で死者の発生した火災</p> <p>(2)国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災</p> <p>(3)建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災 <u>(追加)</u></p> <p>(4)損害額1億円以上と推定される火災</p> <p>●林野火災</p> <p>(1)焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの</p> <p>(2)空中消火を要請又は実施したもの</p> <p>(3)住家等へ延焼する <u>恐れ</u> がある等社会的に影響度が高いもの</p> <p>●交通機関の火災 ※ 第1報を覚知後30分以内で可能な限り早く消防庁に対しても報告（船舶、航空機、列車、自動車等の火災で、次に掲げるもの）</p> <p>(1)航空機火災(火災発生のおそれのあるものを含む)</p> <p>(2)タンカー火災の他社会的影響度高い船舶火災</p> <p>(3)トンネル内車両火災</p> <p>(4)列車火災</p> <p>●その他</p> <p>以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの <u>(追加)</u></p>	<p>第2部 二次災害防止及び人的危険回避に関する対応計画</p> <p>第1章 消防活動計画</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>第3 火災・災害等即報要領により調査報告を要する規模(抜粋)</p> <p>1 一般基準</p> <p>(1)死者3人以上生じたもの</p> <p>(2)死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの</p> <p><u>(3)自衛隊に災害派遣を要請したもの</u></p> <p>2 個別基準</p> <p>(次の火災については、一般基準に該当しないものにあっても、<u>それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む)について</u>報告する)</p> <p>●建物火災</p> <p>(1)特定防火対象物で死者の発生した火災</p> <p>(2)国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災</p> <p>(3)建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災</p> <p><u>(4)他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災</u></p> <p><u>(5)損害額1億円以上と推定される火災</u></p> <p>●林野火災</p> <p>(1)焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの</p> <p>(2)空中消火を要請又は実施したもの</p> <p>(3)住家等へ延焼する <u>おそれ</u> がある等社会的に影響度が高いもの</p> <p>●交通機関の火災 ※ 第1報を覚知後30分以内で可能な限り早く消防庁に対しても報告（船舶、航空機、列車、自動車 <u>の</u>火災で、次に掲げるもの）</p> <p>(1)航空機火災(火災発生のおそれのあるものを含む)</p> <p>(2)タンカー火災の他社会的影響度高い船舶火災</p> <p>(3)トンネル内車両火災</p> <p>(4)列車火災</p> <p>●その他</p> <p>以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの</p> <p><u>3 社会的影響基準</u></p> <p><u>一般基準、個別基準に該当しない火災であっても、報道機関に取り上げられる社会的影響が高いと認められる場合には報告する</u></p>	火災・災害等即報要領との整合
201	<p>第3章 土砂災害・積雪災害による人的危険回避対策</p> <p>第2節 土砂災害対策</p> <p>2 立入禁止措置等当面の安全対策の実施</p> <p>初期情報収集活動により把握された危険箇所について、その必要があると認めるときは、関係各部と連携し、下記のとおり立入禁止措置等当面の安全対策を実施する。</p>	<p>第3章 土砂災害・積雪災害による人的危険回避対策</p> <p>第2節 土砂災害対策</p> <p>2 立入禁止措置等当面の安全対策の実施</p> <p>初期情報収集活動により把握された危険箇所について、その必要があると認めるときは、関係各部と連携し、下記のとおり立入禁止措置等当面の安全対策を実施する。</p>	能登半島地震を踏まえた修正

206	なお、実施した措置については、速やかに本部長に報告する。				なお、実施した措置については、速やかに本部長に報告する。	府地域防災計画の改定（防災基本計画（令和4年6月）の修正に伴うもの）	
	区分	措置のあらまし			区分		措置のあらまし
土砂災害	<input type="checkbox"/> 土砂災害危険箇所等（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を含む）の通行、立入禁止措置 <input type="checkbox"/> 必要と認める場合のシート保護（落石防止対策もしくは降雨対策として行う） <u>（追加）</u>			土砂災害	<input type="checkbox"/> 土砂災害危険箇所等（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を含む）の通行、立入禁止措置 <input type="checkbox"/> 必要と認める場合のシート保護（落石防止対策もしくは降雨対策として行う） <input type="checkbox"/> 必要に応じて、関係機関や協定先の協力を得るなど、ドローンにより、上空から被災状況の把握に努める。		
<p>第5章 救出救護計画 第2節 計画の内容 第3 市各部及び支部の活動</p>							
名称	役割のあらまし			名称	役割のあらまし		
総務部	<input type="checkbox"/> 現場活動用資機材調達に関する民間への協力 <input type="checkbox"/> 被災者救出活動に関する全市民向け広報活動の実施 <input type="checkbox"/> 安否不明者の捜索を迅速に行うため、災害時の安否不明者の氏名等の公表の検討 <u>（略）</u>			総務部	<input type="checkbox"/> 現場活動用資機材調達に関する民間への協力 <input type="checkbox"/> 被災者救出活動に関する全市民向け広報活動の実施 <input type="checkbox"/> 要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う <u>（略）</u>		
（略）							
<p>第4 各機関の活動</p>							
名称	役割のあらまし			名称	役割のあらまし		
府	<input type="checkbox"/> 重症者救急搬送用ヘリコプターの動員 <input type="checkbox"/> 自衛隊に対する救出活動支援の要請 <input type="checkbox"/> 全国的広域消防応援体制の要請及び受入れに関する支援 <input type="checkbox"/> 燃料・現場活動用資機材その他物資の調達に関する支援 <u>（追加）</u> <u>（追加）</u> <input type="checkbox"/> その他市が行う被災者救出活動に関する支援			府	<input type="checkbox"/> 重症者救急搬送用ヘリコプターの動員 <input type="checkbox"/> 自衛隊に対する救出活動支援の要請 <input type="checkbox"/> 全国的広域消防応援体制の要請及び受入れに関する支援 <input type="checkbox"/> 燃料・現場活動用資機材その他物資の調達に関する支援 <input type="checkbox"/> 発災時に安否不明者（行方不明者を含む）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておく <input type="checkbox"/> 要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める <input type="checkbox"/> その他市が行う被災者救出活動に関する支援		
（略）							
<p>第6章 緊急避難に関する計画</p>							
<p>第1節 計画の方針</p>							
<p>第4 避難指示等の発令の参考となる情報</p>							
(1)河川の氾濫等							
レベル相当情報	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等	レベル相当情報	洪水予報河川	水位周知河川	左記以外の中小河川、内水等
（略）							
209 210	市避難情報発令基準との整合						

警戒レベル3相当情報	高齢者等避難	<input type="checkbox"/> 氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき（※1） ※1 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき。	<input type="checkbox"/> 避難判断水位に達したとき（※1） ※1 上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性にも考慮	<input type="checkbox"/> 近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い。
	避難指示	<input type="checkbox"/> 氾濫危険情報（洪水警報）が発表されたとき（※2） ※2 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。 <input type="checkbox"/> 堤防の決壊につながるような漏水等の発見	<input type="checkbox"/> 氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき（※3） ※2 氾濫発生水位から一定時間（※4）の水位変化量を差し引いた水位避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 ※3 上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合を除く。 ※4 避難に要する時間内で、河川管理者からの情報が一定の精度を確保できる時間 <input type="checkbox"/> 堤防の決壊につながるような漏水等の発見	<input type="checkbox"/> 近隣で浸水が拡大 <input type="checkbox"/> 排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる。
	緊急安全確保	(略) (災害発生を確認) <input type="checkbox"/> 堤防が決壊、越水・溢水の発生（消防団からの報告等により把握できた場合） <input type="checkbox"/> 氾濫発生情報（洪水警報）が発表されたとき（※3） ※3 洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき (略)	(略) (災害発生を確認) <input type="checkbox"/> 堤防が決壊、越水・溢水の発生（消防団からの報告等により把握できた場合） (追加) (略)	(略) (災害発生を確認) <input type="checkbox"/> 近隣で浸水が床上に及んでいる。 (略)

第3部 応急復旧及び都市機能早期回復に関する対応計画

第2章 交通規制に関する計画

第2節 交通規制対策

第1 実施責任者

220

機関の名称	実施のための要件	根拠法規
-------	----------	------

警戒レベル3相当情報	高齢者等避難	<input type="checkbox"/> 氾濫警戒情報（洪水警報）が発表されたとき（※1） ※1 氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき。	<input type="checkbox"/> 避難判断水位に到達し、かつ、引き続き水位の上昇のおそれ（※1）がある場合 ※1 大雨警報（浸水害）または洪水警報が発表され、かつ、気象庁の情報において、今後河川水位の上昇が見込まれるとき。	<input type="checkbox"/> 近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い。
	避難指示	<input type="checkbox"/> 氾濫危険情報（洪水警報）が発表されたとき（※2） ※2 氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき。 <input type="checkbox"/> 堤防の決壊につながるような漏水等の発見	<input type="checkbox"/> 氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達した場合（さらなる水位上昇のおそれ（※2）がない場合を除く） ※2 大雨警報（浸水害）または洪水警報が発表され、かつ、気象庁の情報において、今後河川水位の上昇が見込まれるとき。	<input type="checkbox"/> 近隣で浸水が拡大 <input type="checkbox"/> 排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる。
	緊急安全確保	(略) (災害発生を確認) <input type="checkbox"/> 堤防が決壊、越水・溢水の発生（消防団からの報告等により把握できた場合） <input type="checkbox"/> 氾濫発生情報（洪水警報）が発表されたとき（※3） ※3 洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているとき (略)	(略) (災害発生を確認) <input type="checkbox"/> 堤防が決壊、越水・溢水の発生（消防団からの報告等により把握できた場合） <input type="checkbox"/> 河川水位が堤防高に到達した場合 (略)	(略) (災害発生を確認) <input type="checkbox"/> 近隣で浸水が床上に及んでいる。 (略)

(略)

第3部 応急復旧及び都市機能早期回復に関する対応計画

第2章 交通規制に関する計画

第2節 交通規制対策

第1 実施責任者

機関の名称	実施のための要件	根拠法規
-------	----------	------

府地域防災計画との

(略)		
災害派遣を命ぜられた自衛官又は消防吏員	□自衛官又は消防吏員は、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行のため、警察官がその場にいない場合に限り、やむを得ない限度において、放置された車両等を移動させることを目的として、当該車両等を破損することができる（この場合、管轄警察署長に直ちにその旨通知する）。	道路交通法第6条 災害対策基本法第76条の3
(略)		

第6章 防疫及び保健衛生計画

第1節 計画の方針

230 第1 とりまとめ責任担当部 (衛生部 (追加)) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第9章 環境保全に関する計画

第2節 計画の内容

第2 対策実施手順のめやす

243 2 建築物の被災もしくは解体に伴う対策

項目	手順その他必要事項
(略)	
アスベスト飛散防止対策	<input type="checkbox"/> 解体・撤去工事を行う元請事業者は、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物であるか否かをあらかじめ確認する。 <input type="checkbox"/> 吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物については、工事着手前に吹付けアスベストの使用の有無等について、現地調査を実施する。 <input type="checkbox"/> 調査の結果、使用していることが判明したもの及び使用していないことが確認できない場合は、市に報告する。 <input type="checkbox"/> 吹付けアスベスト使用建築物、又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講ずる。 <input type="checkbox"/> 事前に除去できる場合については、事前に除去する等飛散防止対策を実施する。 <input type="checkbox"/> 事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合については、薬剤の散布による固化又は散水を実施する。 <input type="checkbox"/> 全壊建物で飛散の恐れがある場合は直ちにシートによる囲い込みを行う。 <input type="checkbox"/> 吹付けアスベスト使用建築物、又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物について、解体・撤去工事が完了したときは、市に報告する。
(略)	

第13章 通信施設・電気施設応急対策計画

(略)		
災害派遣を命ぜられた自衛官又は消防吏員	□自衛官又は消防吏員は、自衛隊車両(緊急通行車両)又は消防車及び救急車(規制除外車両)の円滑な通行のため、警察官がその場にいない場合に限り、やむを得ない限度において、放置された車両等を移動させることを目的として、当該車両等を破損することができる（この場合、管轄警察署長に直ちにその旨通知する）。	道路交通法第6条 災害対策基本法第76条の3
(略)		

第6章 防疫及び保健衛生計画

第1節 計画の方針

第1 とりまとめ責任担当部 (衛生部、保健活動は救護厚生部) ※ 災害対策本部設置時の部名称

第9章 環境保全に関する計画

第2節 計画の内容

第2 対策実施手順のめやす

2 建築物の被災もしくは解体に伴う対策

項目	手順その他必要事項
(略)	
アスベスト飛散防止対策	<input type="checkbox"/> 解体・撤去工事を行う元請事業者は、当該建築物が _____ アスベストを使用している可能性のある建築物であるか否かをあらかじめ確認する。 <input type="checkbox"/> _____ アスベストを使用している可能性のある建築物については、工事着手前に _____ アスベストの使用の有無等について、現地調査を実施する。 <input type="checkbox"/> 調査の結果、使用していることが判明したもの及び使用していないことが確認できない場合は、市に報告する。 <input type="checkbox"/> _____ アスベスト使用建築物、又は _____ アスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講ずる。 <input type="checkbox"/> 事前に除去できる場合については、事前に除去する等飛散防止対策を実施する。 <input type="checkbox"/> 事前に除去できない場合及び使用の有無が確認できない場合については、薬剤の散布による固化又は散水を実施する。 <input type="checkbox"/> 全壊建物で飛散の恐れがある場合は直ちにシートによる囲い込みを行う。 <input type="checkbox"/> _____ アスベスト使用建築物、又は _____ アスベストの使用の有無が確認できない建築物について、解体・撤去工事が完了したときは、市に報告する。
(略)	

第13章 通信施設・電気施設応急対策計画

整合(災害対策基本法に基づく交通規制は道路管理者においても実施可能なことから追記)

担当部の変更

大気汚染防止法の改正(令和2年)により建材に対する規制が石綿含有仕上塗材及び石綿含有成形板等に拡大されたため、吹付けという限定条件を外す。

<p>250</p> <p>251</p> <p>257</p> <p>260</p>	<p>第2節 通信施設応急対策計画</p> <p>第1 設備及び回線の応急復旧措置</p> <p>3 必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。 <u>(追加)</u></p> <p>第3節 電気施設応急対策計画（関西電力送配電株式会社）</p> <p>第2 非常災害発生時の対策</p> <p>3 被害の復旧 非常災害対策本部は各設備ごとの被害状況を速やかに掌握し、復旧計画を樹立する。 各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ、「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、市と連携を図りながら、供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点から考慮する。 ただし、必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。 <u>(追加)</u></p> <p>第16章 農林水産関係応急対策計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 農水産物災害応急対策計画</p> <p>2 京都農業協同組合・各<u> </u>漁業協同組合 (略)</p> <p>第4部 被災者救援に関する対応計画</p> <p>第1章 医療助産計画</p> <p>第2節 災害時医療救護対策のめやす</p> <p>第2 救護厚生部が発災直後にとるべき主な措置</p> <table border="1" data-bbox="243 1617 1380 1948"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>手順その他必要な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>府薬剤師会等薬局・薬店への連絡</td> <td><input type="checkbox"/>災害時医療救護体制確立の要請 <input type="checkbox"/>救護所への薬剤師派遣の要請 <input type="checkbox"/>医薬品・医療用資機材の供給協力の要請</td> </tr> <tr> <td>救護所の設置</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関係各部、府等への協力要請</td> <td><input type="checkbox"/>災害時医療救護体制に関する市ホームページ災害専用サイトへの記載等広</td> </tr> </tbody> </table>	項目	手順その他必要な事項	(略)		府薬剤師会等薬局・薬店への連絡	<input type="checkbox"/> 災害時医療救護体制確立の要請 <input type="checkbox"/> 救護所への薬剤師派遣の要請 <input type="checkbox"/> 医薬品・医療用資機材の供給協力の要請	救護所の設置	(略)	関係各部、府等への協力要請	<input type="checkbox"/> 災害時医療救護体制に関する市ホームページ災害専用サイトへの記載等広	<p>第2節 通信施設応急対策計画</p> <p>第1 設備及び回線の応急復旧措置</p> <p>3 必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。</p> <p><u>4 大雪時における優先復旧等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施するものとする。</u></p> <p>第3節 電気施設応急対策計画（関西電力送配電株式会社）</p> <p>第2 非常災害発生時の対策</p> <p>3 被害の復旧 非常災害対策本部は各設備ごとの被害状況を速やかに掌握し、復旧計画を樹立する。 各設備の復旧順位は原則としてあらかじめ定められた順位によるものとするが設備の被害状況、復旧の難易等を勘案のうえ、「大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定」に基づき、災害発生時の優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等に関して、市と連携を図りながら、供給上の復旧効果が大きいものから行う。また、企業等の事業継続の観点から考慮する。 ただし、必要に応じて、各ライフライン事業者間で復旧順位を調整することがある。</p> <p><u>4 その他</u> <u>大雪時における優先復旧や応急送電、道路上の障害物除去等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施するものとする。</u></p> <p>第16章 農林水産関係応急対策計画</p> <p>第2節 計画の内容</p> <p>第1 農水産物災害応急対策計画</p> <p>2 京都農業協同組合・<u>京都府</u>漁業協同組合 (略)</p> <p>第4部 被災者救援に関する対応計画</p> <p>第1章 医療助産計画</p> <p>第2節 災害時医療救護対策のめやす</p> <p>第2 救護厚生部が発災直後にとるべき主な措置</p> <table border="1" data-bbox="1430 1617 2567 1948"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>手順その他必要な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u> </u>薬剤師会等薬局・薬店への連絡</td> <td><input type="checkbox"/>災害時医療救護体制確立の要請 <input type="checkbox"/>救護所への薬剤師派遣の要請 <input type="checkbox"/>医薬品・医療用資機材の供給協力の要請</td> </tr> <tr> <td>救護所の設置</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>関係各部、府等への協力要請</td> <td><input type="checkbox"/>災害時医療救護体制に関する市ホームページ災害専用サイトへの記載等広</td> </tr> </tbody> </table>	項目	手順その他必要な事項	(略)		<u> </u> 薬剤師会等薬局・薬店への連絡	<input type="checkbox"/> 災害時医療救護体制確立の要請 <input type="checkbox"/> 救護所への薬剤師派遣の要請 <input type="checkbox"/> 医薬品・医療用資機材の供給協力の要請	救護所の設置	(略)	関係各部、府等への協力要請	<input type="checkbox"/> 災害時医療救護体制に関する市ホームページ災害専用サイトへの記載等広	<p>府地域防災計画との整合（「大雪時における安全確保のためのガイドライン」策定に伴い追加）</p> <p>府地域防災計画との整合（「大雪時における安全確保のためのガイドライン」策定に伴い追加）</p> <p>府内一漁協のため修正※平成24年合併（海業水産課）</p> <p>文言整理（医療政策課）</p>
項目	手順その他必要な事項																						
(略)																							
府薬剤師会等薬局・薬店への連絡	<input type="checkbox"/> 災害時医療救護体制確立の要請 <input type="checkbox"/> 救護所への薬剤師派遣の要請 <input type="checkbox"/> 医薬品・医療用資機材の供給協力の要請																						
救護所の設置	(略)																						
関係各部、府等への協力要請	<input type="checkbox"/> 災害時医療救護体制に関する市ホームページ災害専用サイトへの記載等広																						
項目	手順その他必要な事項																						
(略)																							
<u> </u> 薬剤師会等薬局・薬店への連絡	<input type="checkbox"/> 災害時医療救護体制確立の要請 <input type="checkbox"/> 救護所への薬剤師派遣の要請 <input type="checkbox"/> 医薬品・医療用資機材の供給協力の要請																						
救護所の設置	(略)																						
関係各部、府等への協力要請	<input type="checkbox"/> 災害時医療救護体制に関する市ホームページ災害専用サイトへの記載等広																						

	報活動の要請（ → 総務部） <input type="checkbox"/> 資機材・設備・水道水等の提供協力の要請（ → 上下水道部等） <input type="checkbox"/> 府により編成される医療救護班の派遣要請（ → 丹後保健所） <u>（追加）</u> <input type="checkbox"/> その他の協力要請（ → その他各部・関係機関）
（略）	

	報活動の要請（ → 総務部） <input type="checkbox"/> 資機材・設備・水道水等の提供協力の要請（ → 上下水道部等） <input type="checkbox"/> 府により編成される医療救護班の派遣要請（ → 丹後保健所） <input type="checkbox"/> 府からの要請により編成される医療救護班（日本赤十字社京都府支部、京都府医師会）の派遣要請 <input type="checkbox"/> その他の協力要請（ → その他各部・関係機関）
（略）	

震災対策計画編との
整合（医療政策課）

261

第3 救護所における医療救護対策実施のめやす

項目	手順その他必要事項
（略）	
医療救護のめやす	<input type="checkbox"/> 傷病者の蘇生 <input type="checkbox"/> 傷病者の傷害等区分の判別（トリアージ） <input type="checkbox"/> 市立病院・後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定 <input type="checkbox"/> 傷病者に対する応急処置、転送困難な患者、軽症患者等に対する医療 <input type="checkbox"/> 死亡の確認及 <u>（追加）</u>
<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>
（略）	

第3 救護所における医療救護対策実施のめやす

項目	手順その他必要事項
（略）	
医療救護のめやす	<input type="checkbox"/> 傷病者の傷害等区分の判別（トリアージ） <input type="checkbox"/> 市立病院・後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定 <input type="checkbox"/> 傷病者に対する応急処置、転送困難な患者、軽症患者等に対する治療 <input type="checkbox"/> 死亡の確認及 <u>び死体の検案</u>
助産救護のめやす	<input type="checkbox"/> 対象者は、災害のため助産の途を失い、災害発生日又は以後7日以内に <u>分べんした人とする。被災の有無及び経済力の如何を問わない。</u> <input type="checkbox"/> 救護の範囲は分べんの介助、分べん前・分べん後の処理、脱脂綿・ガーゼ <u>その他の衛生材料の支給とする。</u>
（略）	

震災対策計画編との
整合（医療政策課）

項目整理（医療政策
課）

262

第4 市立病院等高度医療機関確保手順のめやす

項目	手順その他必要事項
（略）	
後方医療機関の確保 ※丹後保健所を通じて	<input type="checkbox"/> 基幹災害拠点病院、（京都第一赤十字病院）、丹後医療圏地域災害拠点病院、 （京都府立医科大学附属北部医療センター）等への受入れ要請 （略）

第4 市立病院等高度医療機関確保手順のめやす

項目	手順その他必要事項
（略）	
後方医療機関の確保 ※丹後保健所を通じて	<input type="checkbox"/> 基幹災害拠点病院（京都第一赤十字病院）、丹後医療圏地域災害拠点病院 （京都府立医科大学附属北部医療センター）等への受入れ要請 （略）

文言整理（医療政策
課）

第6 医薬品・資機材等の確保

2 対策実施手順のめやす

項目	手順その他必要事項
医薬品・医療用資機材等の確保・供給	<input type="checkbox"/> 各医療救護班が医療 <u>（追加）</u> のために使用する医療器具及び医薬品、医療用ガス等が不足したときは、納入業者に協力を要請するほか薬剤師会、丹後保健所等と連携し補給を行う。 （略）
（略）	

第6 医薬品・資機材等の確保

2 対策実施手順のめやす

項目	手順その他必要事項
医薬品・医療用資機材等の確保・供給	<input type="checkbox"/> 各医療救護班が医療・ <u>助産救護</u> のために使用する医療器具及び医薬品、医療用ガス等が不足したときは、納入業者に協力を要請するほか薬剤師会、丹後保健所等と連携し補給を行う。 （略）
（略）	

震災対策計画編との
整合（医療政策課）

263

第7 こころのケア対策実施上の基本的考え方、基本指針

1 基本的考え方

- 1995年1月阪神・淡路大震災の経験は、地震により身体的な外傷を受けなかった住民も含め、被災地のすべての住民がなんらかの心的外傷を負うということを改めて明らかにした。
- また精神科治療中の患者や治療歴のある患者の症状を急激に悪化させること、さらに復旧活動に従事した職員や被災地外からかけつけたボランティアの「抑うつ状態」や「燃え尽き症候群」などの

第7 こころのケア対策実施上の基本的考え方、基本指針

1 基本的考え方

- 1995年1月阪神・淡路大震災の経験は、地震により身体的な外傷を受けなかった住民も含め、被災地のすべての住民が何らかの心的外傷を負うということを改めて明らかにした。
- また精神科治療中の患者や治療歴のある患者の症状を急激に悪化させること、さらに復旧活動に従事した職員や被災地外からかけつけたボランティアに「抑うつ状態」や「燃え尽き症候群」などが

文言整理（医療政策
課）

269	<p>発生することを明らかにした。 (略)</p> <p>第3章 避難所開設・運営計画 第1節 計画の方針 第2 避難所の開設・運営に関する基本指針</p> <p>10 指定避難所開設期間中に必要となる業務は、可能な限り自治会等もしくは避難者自身による。そのため、区長等もしくは避難者の代表者からなる指定避難所運営委員会を結成するよう要請する。その際、避難所運営マニュアル等を参考として役割分担を明確化し、避難者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>(追加)</u></p> <p>また、 女性の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>11 指定避難所が不足する場合には、府並びに関係機関・団体・事業所等の協力を得て、一時避難のための施設の確保、野外受入れ施設（テント等）の確保・調達等により対応する。<u>(追加)</u></p> <p>第6節 被災者への情報伝達活動 第2 情報伝達活動の実施 (略) <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第7節 車中避難場所対策 第1 車中避難対策の基本方針</p> <p>大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。 また、車中避難場所 <u>(追加)</u> として位置付けられた施設管理者は、車による避難を受け入れる。</p> <p>第4章 観光客保護・帰宅困難者対策計画 第3節 各機関、団体の役割</p> <table border="1" data-bbox="222 1806 1409 1890"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>手順その他必要な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(追加)</u></p>	項目	手順その他必要な事項	(略)		<p>発生することを明らかにした。 (略)</p> <p>第3章 避難所開設・運営計画 第1節 計画の方針 第2 避難所の開設・運営に関する基本指針</p> <p>10 指定避難所開設期間中に必要となる業務は、可能な限り自治会等もしくは避難者自身による。そのため、区長等もしくは避難者の代表者からなる指定避難所運営委員会を結成するよう要請する。その際、避難所運営マニュアル等を参考として役割分担を明確化し、避難者に過度な負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるように留意する。</u>また、女性の参画の促進に努めるものとする。</p> <p>11 指定避難所が不足する場合には、府並びに関係機関・団体・事業所等の協力を得て、一時避難のための施設の確保、野外受入れ施設（テント等）の確保・調達等により対応する。 <u>12 大雪時における避難所の開設、運営管理等については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施する。</u></p> <p>第6節 被災者への情報伝達活動 第2 情報伝達活動の実施 (略) 第3 安否不明者等の氏名公表</p> <p><u>市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者等について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うとともに救助活動の効率化・円滑化のため、府の災害時における安否不明者等の氏名公表方針に基づき、名簿の作成及び提供を行う。</u></p> <p>第7節 車中避難場所対策 第1 車中避難対策の基本方針</p> <p>大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。 また、車中避難場所 <u>(車により一時的に安全確保ができる場所)</u> として位置付けられた施設管理者は、車による避難を受け入れる。</p> <p>第4章 観光客保護・帰宅困難者対策計画 第3節 各機関、団体の役割</p> <table border="1" data-bbox="1409 1806 2597 1890"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>手順その他必要な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※大雪時における鉄道輸送障害等による帰宅困難者対策については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施する。</u></p>	項目	手順その他必要な事項	(略)		<p>防災基本計画（令和5年5月）の修正に伴う修正</p> <p>府地域防災計画との整合（「大雪時における安全確保のためのガイドライン」策定に伴い追加）</p> <p>府地域防災計画との整合（防災基本計画（令和4年6月）の修正に伴うもの）</p> <p>府地域防災計画との整合（車中避難場所に係る補足を追記）</p> <p>府地域防災計画との整合（「大雪時における安全確保のための</p>
項目	手順その他必要な事項										
(略)											
項目	手順その他必要な事項										
(略)											
276	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>(追加)</u></p>	<p>府地域防災計画との整合（防災基本計画（令和4年6月）の修正に伴うもの）</p>								
277	<p>大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。 また、車中避難場所 <u>(追加)</u> として位置付けられた施設管理者は、車による避難を受け入れる。</p>	<p>大規模災害発生時において、余震への不安やプライバシー確保、ペット同伴等の理由から車中泊避難が発生した場合に、避難者数の把握や救援物資の提供、エコノミークラス症候群による震災関連死等の課題に対応する必要がある。 また、車中避難場所 <u>(車により一時的に安全確保ができる場所)</u> として位置付けられた施設管理者は、車による避難を受け入れる。</p>	<p>府地域防災計画との整合（車中避難場所に係る補足を追記）</p>								
279	<table border="1" data-bbox="222 1806 1409 1890"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>手順その他必要な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(追加)</u></p>	項目	手順その他必要な事項	(略)		<table border="1" data-bbox="1409 1806 2597 1890"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>手順その他必要な事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>※大雪時における鉄道輸送障害等による帰宅困難者対策については「大雪時における安全確保のためのガイドライン」に基づき実施する。</u></p>	項目	手順その他必要な事項	(略)		<p>府地域防災計画との整合（「大雪時における安全確保のための</p>
項目	手順その他必要な事項										
(略)											
項目	手順その他必要な事項										
(略)											

<p>283</p>	<p>第5章 生活救援対策計画 第3節 食料供給計画 第3 給食に必要な米穀の確保</p> <p>3 災害救助法が適用された場合、市長は、給食に必要な米穀の数量を知事に報告し、調達する。<u>(追加)</u></p> <p>第4編 災害復旧・復興計画 第1部 被災者生活再建支援のための計画 第1章 生活確保対策計画 第1節 計画の方針 第2 被災者生活再建支援実施に関する基本指針</p> <p>4 施策の実施にあたっては、市ホームページ災害専用サイトのほか、「広報京丹後被災者支援情報」、チラシ等印刷物を通じて、十分な事前広報を実施する。 <u>(追加)</u></p> <p>第2節 職業あっせん計画 第2 措置のあらまし</p> <table border="1" data-bbox="243 1381 1380 1648"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>あらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施手順のめやす</td> <td>(略) □府並びにハローワーク____(峰山公共職業安定所)の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 融資計画 第2 融資制度の概要</p>	区分	あらまし	実施手順のめやす	(略) □府並びにハローワーク____(峰山公共職業安定所)の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握する。 (略)	(略)		<p>第5章 生活救援対策計画 第3節 食料供給計画 第3 給食に必要な米穀の確保</p> <p>3 災害救助法が適用された場合、市長は、給食に必要な米穀の数量を知事に報告し、調達する。<u>市長は、知事に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請することができる。この場合、市長は知事に、要請後速やかにその旨を報告するとともに、要請書の写しを送付する。</u></p> <p>第4編 災害復旧・復興計画 第1部 被災者生活再建支援のための計画 第1章 生活確保対策計画 第1節 計画の方針 第2 被災者生活再建支援実施に関する基本指針</p> <p>4 施策の実施にあたっては、市ホームページ災害専用サイトのほか、「広報京丹後被災者支援情報」、チラシ等印刷物を通じて、十分な事前広報を実施する。 <u>5 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p> <p>第2節 職業あっせん計画 第2 措置のあらまし</p> <table border="1" data-bbox="1430 1381 2567 1648"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>あらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施手順のめやす</td> <td>(略) □府並びにハローワーク<u>峰山</u>(峰山公共職業安定所)の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第4節 融資計画 第2 融資制度の概要</p>	区分	あらまし	実施手順のめやす	(略) □府並びにハローワーク <u>峰山</u> (峰山公共職業安定所)の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握する。 (略)	(略)		<p>ガイドライン」策定に伴い追加)</p> <p>府地域防災計画との整合(災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続)の一部改正に伴う修正)</p> <p>防災基本計画(令和5年5月)の修正に伴う修正</p> <p>字句修正</p>
区分	あらまし														
実施手順のめやす	(略) □府並びにハローワーク____(峰山公共職業安定所)の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握する。 (略)														
(略)															
区分	あらまし														
実施手順のめやす	(略) □府並びにハローワーク <u>峰山</u> (峰山公共職業安定所)の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握する。 (略)														
(略)															
<p>306</p>	<p>4 施策の実施にあたっては、市ホームページ災害専用サイトのほか、「広報京丹後被災者支援情報」、チラシ等印刷物を通じて、十分な事前広報を実施する。 <u>(追加)</u></p>	<p>4 施策の実施にあたっては、市ホームページ災害専用サイトのほか、「広報京丹後被災者支援情報」、チラシ等印刷物を通じて、十分な事前広報を実施する。 <u>5 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p>	<p>防災基本計画(令和5年5月)の修正に伴う修正</p>												
<p>307</p>	<p>第2節 職業あっせん計画 第2 措置のあらまし</p> <table border="1" data-bbox="243 1381 1380 1648"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>あらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施手順のめやす</td> <td>(略) □府並びにハローワーク____(峰山公共職業安定所)の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	あらまし	実施手順のめやす	(略) □府並びにハローワーク____(峰山公共職業安定所)の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握する。 (略)	(略)		<p>第2節 職業あっせん計画 第2 措置のあらまし</p> <table border="1" data-bbox="1430 1381 2567 1648"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>あらまし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施手順のめやす</td> <td>(略) □府並びにハローワーク<u>峰山</u>(峰山公共職業安定所)の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握する。 (略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	あらまし	実施手順のめやす	(略) □府並びにハローワーク <u>峰山</u> (峰山公共職業安定所)の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握する。 (略)	(略)		<p>字句修正</p>
区分	あらまし														
実施手順のめやす	(略) □府並びにハローワーク____(峰山公共職業安定所)の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握する。 (略)														
(略)															
区分	あらまし														
実施手順のめやす	(略) □府並びにハローワーク <u>峰山</u> (峰山公共職業安定所)の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握する。 (略)														
(略)															

308	区分	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金	生活福祉資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
	貸付機関	市	府社会福祉協議会	府
	貸付対象者	(追加) (1) 世帯主が1か月以上の負傷を負った世帯 (2) 住居又は家財の価額の1/3以上の損害を受けた世帯	(追加) 低所得世帯 ※災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金貸付対象となる世帯を除く。	被災母子・父子・寡婦世帯については当該世帯の申請によって緊急貸付けを行う。 資金の種類は事業開始、事業継続、住宅の各資金で据置期間は特例として2年を超えない範囲で延長される。なお、償還金の支払は本人の申請により猶予れる。
	資金種別	特になし	住宅資金、災害援護資金	事業開始、事業継続、住宅資金
	貸付限度額	世帯主負傷 1,500,000円 世帯主負傷と家財(追加)損害 2,500,000円 世帯主負傷と住居半壊 2,700,000円 特別事情 3,500,000円 世帯主負傷と住居全壊 3,500,000円 家財の(追加)損害 1,500,000円 住居の半壊 1,700,000円 特別事情 2,500,000円 住居の全壊 2,500,000円 特別事情 3,500,000円 住居全体の流失 3,500,000円	住宅改修の経費 400万円以内 災害を受けたことにより、臨時に必要となる経費 150万円以内	
(略)				

第5節 災害弔慰金等支給計画
第2 支給制度等の概要

309	1 現行制度		
	区分	災害弔慰金	災害障がい見舞金
	実施機関	市	市
	支給対象者	(追加) 災害(追加)により死亡した者の遺族	(追加) 災害により

	区分	災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金	生活福祉資金	母子及び父子並びに寡婦福祉資金
	貸付機関	市	府社会福祉協議会	府
	貸付対象者	府のいずれかの区域に災害救助法第2条第1項が適用された災害(自然災害に限る)により次の被害を受けた世帯の世帯主 (1) 世帯主が1か月以上の負傷を負った世帯 (2) 住居又は家財の価額の1/3以上の損害を受けた世帯	災害により被害を受けたことによる生活困窮から自立更正のために資金を必要とする低所得世帯 ※災害弔慰金の支給等に関する法律による災害援護資金貸付対象となる世帯を除く。	被災母子・父子・寡婦世帯については当該世帯の申請によって緊急貸付けを行う。 資金の種類は事業開始、事業継続、住宅の各資金で据置期間は特例として2年を超えない範囲で延長される。なお、償還金の支払は本人の申請により猶予れる。
	資金種別	特になし	住宅資金、災害援護資金	事業開始、事業継続、住宅資金
	貸付限度額	世帯主負傷 1,500,000円 世帯主負傷と家財の1/3以上の損害 2,500,000円 世帯主負傷と住居半壊 2,700,000円 特別事情 3,500,000円 世帯主負傷と住居全壊 3,500,000円 家財の1/3以上の損害 1,500,000円 住居の半壊 1,700,000円 特別事情 2,500,000円 住居の全壊 2,500,000円 特別事情 3,500,000円 住居全体の流失 3,500,000円	住宅改修の経費 400万円以内 災害を受けたことにより、臨時に必要となる経費 150万円以内	
(略)				

第5節 災害弔慰金等支給計画
第2 支給制度等の概要

	1 現行制度		
	区分	災害弔慰金	災害障がい見舞金
	実施機関	市	市
	支給対象者	次のいずれかの災害(自然災害に限る)により死亡した者の遺族	次のいずれかの災害(自然災害に限る)により「災害弔慰金の支給等に関する法

京都府地域防災計画との整合(災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴う修正)

京都府地域防災計画との整合(対象となる損害の程度をより正確に示す)

京都府地域防災計画との整合(災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴う修正)

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="222 172 430 672"></td> <td data-bbox="430 172 905 672">(追加)</td> <td data-bbox="905 172 1409 672">著しい障がいを受けた者</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="222 672 1409 724">(略)</td> </tr> </table>		(追加)	著しい障がいを受けた者	(略)			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1409 172 1617 672"></td> <td data-bbox="1617 172 2092 672"> <u>(1)市において住居が5世帯以上滅失した災害</u> <u>(2)府内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害</u> <u>(3)府内において災害救助法第2条第1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害</u> <u>(4)災害救助法第2条第1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害</u> </td> <td data-bbox="2092 172 2597 672"> 律別表」に掲げる程度の障害がある者 <u>(1)市において住居が5世帯以上滅失した災害</u> <u>(2)府内において住居が5世帯以上滅失した災害</u> <u>(3)府内において災害救助法第2条第1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害</u> <u>(4)災害救助法第2条第1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害</u> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1409 672 2597 724">(略)</td> </tr> </table>		<u>(1)市において住居が5世帯以上滅失した災害</u> <u>(2)府内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害</u> <u>(3)府内において災害救助法第2条第1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害</u> <u>(4)災害救助法第2条第1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害</u>	律別表」に掲げる程度の障害がある者 <u>(1)市において住居が5世帯以上滅失した災害</u> <u>(2)府内において住居が5世帯以上滅失した災害</u> <u>(3)府内において災害救助法第2条第1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害</u> <u>(4)災害救助法第2条第1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害</u>	(略)			
	(追加)	著しい障がいを受けた者													
(略)															
	<u>(1)市において住居が5世帯以上滅失した災害</u> <u>(2)府内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害</u> <u>(3)府内において災害救助法第2条第1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害</u> <u>(4)災害救助法第2条第1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害</u>	律別表」に掲げる程度の障害がある者 <u>(1)市において住居が5世帯以上滅失した災害</u> <u>(2)府内において住居が5世帯以上滅失した災害</u> <u>(3)府内において災害救助法第2条第1項が適用された市町村が1以上ある場合の災害</u> <u>(4)災害救助法第2条第1項が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害</u>													
(略)															
314	<p>第10節 被災者台帳の作成</p> <p>第2 被災者台帳の作成における計画方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるため、必要に応じ被災者台帳を作成する。<u>(追加)</u> 市は、府が災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者に関する情報を収集する。 <p>第11節 その他関係機関が行う被災者生活支援に関する計画</p> <p>第2 被災者の生活再建支援のための特別措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>被災者の生活再建支援のための特別措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハローワーク____ (峰山公共職業安定所)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	被災者の生活再建支援のための特別措置	ハローワーク____ (峰山公共職業安定所)	(略)	(略)		<p>第10節 被災者台帳の作成</p> <p>第2 被災者台帳の作成における計画方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるため、必要に応じ被災者台帳を作成する。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u> 市は、府が災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者に関する情報を収集する。 <p>第11節 その他関係機関が行う被災者生活支援に関する計画</p> <p>第2 被災者の生活再建支援のための特別措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>被災者の生活再建支援のための特別措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ハローワーク<u>峰山</u> (峰山公共職業安定所)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	被災者の生活再建支援のための特別措置	ハローワーク <u>峰山</u> (峰山公共職業安定所)	(略)	(略)		<p>防災基本計画の修正 (令和5年5月)に伴う修正</p> <p>字句修正</p>
機関名	被災者の生活再建支援のための特別措置														
ハローワーク____ (峰山公共職業安定所)	(略)														
(略)															
機関名	被災者の生活再建支援のための特別措置														
ハローワーク <u>峰山</u> (峰山公共職業安定所)	(略)														
(略)															
318	<p>第3章 産業復興計画</p> <p>第2節 農林水産業の復興計画</p> <p>第3 農林漁業関係者への融資</p> <p>(略)</p> <p>市は、災害時において、これらの融資制度についてPRするとともに、京都農業協同組合、各____漁業協同組合等関係団体の協力を得て、被災した農林業関係者に対する融資適用が迅速かつ円滑に行われるよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第3章 産業復興計画</p> <p>第2節 農林水産業の復興計画</p> <p>第3 農林漁業関係者への融資</p> <p>(略)</p> <p>市は、災害時において、これらの融資制度についてPRするとともに、京都農業協同組合、<u>京都府</u>漁業協同組合等関係団体の協力を得て、被災した農林業関係者に対する融資適用が迅速かつ円滑に行われるよう努める。</p> <p>(略)</p>	<p>府内一漁協のため※ 平成24年合併(海業水産課)</p>												

